

国の施策・予算に関する 提 案 ・ 要 望 書



鳥海山と発電用風車群（にかほ市）



平成 2 2 年 6 月
秋 田 県

《 目 次 》

番号	提案・要望事項	頁
I 地方にとって真に必要な「地域主権」の確立		
1	地域主権改革の推進について	1
II 緊急経済・雇用対策の充実		
1	追加の経済雇用対策の実施について（新規）	3
2	若年者等正規雇用化特別奨励金の要件の緩和について（新規）	5
3	ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業の要件の緩和について	7
4	地域間格差の是正等に向けた最低賃金制度等の見直しについて	9
5	地域職業訓練センターの存続について（新規）	11
III 地方の強みを生かした新たな成長産業の創出		
1	新エネルギーの導入促進について	13
2	地域レベルでの次世代エネルギー・社会システムの実証・導入について（新規）	15
3	地熱エネルギー導入支援策の拡充強化について	16
4	バイオエタノールの利用促進について	17
5	金属リサイクル国際戦略拠点の形成及び支援について（新規）	18
6	使用済小型家電等のリサイクル制度創設について	20
7	中小企業経営支援体制連携強化事業の充実・強化について（新規）	21
8	提案公募型技術開発事業の拡充について	22
IV 新農林水産ビジネス等の創出		
1	米のカドミウム国内基準値の改正に伴う農用地土壌汚染対策の充実について	23
2	米粉の利用促進について（新規）	25
3	戸別所得補償制度の本格実施について	27
4	獣医師確保対策について（新規）	28
5	総合家畜市場の整備について	29
6	農業農村整備事業の予算確保等について（新規）	31

7	松くい虫・ナラ枯れ防除対策について	33
8	地球温暖化防止に貢献する森林整備の促進について	35
9	地域材の利用拡大について	37
V 少子化対策の充実		
1	少子化対策の推進について（新規）	39
2	子ども・子育て支援施策の充実について	40
3	安心して出産できる環境づくりについて	42
VI 地域医療対策の充実		
1	医師確保について	43
2	公的病院に対する財政措置の拡充について	45
3	がん対策の推進について	46
4	新型インフルエンザ対策について	48
5	特定疾患治療研究事業の対象疾患の拡大及び県の超過負担の解消について	49
VII 男女共同参画の推進		
1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進について（新規）	50
VIII I T・科学技術の推進		
1	地域における科学技術振興施策の推進について	51
2	地上デジタルテレビ放送視聴への支援について	53
IX 教育の充実		
1	地方の国公立大学の安定的な運営の維持について	54
2	公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について	55
3	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について	57
X 公共基盤整備の着実な促進		
1	持続的成長が可能な地域社会形成に向けた公共基盤の整備について	59
2	環日本海地域との物流・交流を支える秋田港の整備促進について	61
3	地方の自立と発展を支える高速道路ネットワークのミッシングリンク解消について	63

4	産業・生活を支える国道7号の整備促進について (下浜道路・秋田南バイパス)	65
5	地方における航空ネットワークの維持について(新規)	67
6	生産基盤の確保等に向けたダム建設事業の促進について	69
7	安全・安心の確保に向けた河川改修事業の促進について	71
8	県民の生命・財産を守る砂防事業等の促進について	73
9	海岸浸食対策事業等の促進について	75
10	地域再生・都市再生に向けたまちづくり関連事業等の促進について	77
11	「生活排水処理事業」に関する交付金の一元化と制度の拡充について (新規)	79
12	地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バスへの支援制度について	81
13	直轄事業にかかる利水者負担金等の取扱いについて(新規)	83

X I 環境保全対策の推進

1	八郎湖の水質保全対策に対する支援の充実について	84
2	能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策事業実施への支援の継続について	86
3	地球温暖化対策税の導入と税収の地方公共団体への配分について	87
4	米のカドミウム国内基準値の改正に伴う農用地土壌汚染対策の充実について(再掲)	88
5	地球温暖化防止に貢献する森林整備の促進について(再掲)	90

X II 安全・安心な暮らしの確保

1	自殺対策の推進について	92
2	消費者行政の充実に向けた財政的支援について(新規)	93
3	消防の広域化及び消防救急無線のデジタル化について	95
4	日本海東縁部における地震被害想定調査の早期実施等について	96
5	警察官の増員について	97
6	冷蔵装置付き遺体搬送車の配備について(新規)	98

I 地方にとって真に必要な「地域主権」の確立

番号	内 容	頁
1	地域主権改革の推進について	1

I－1 地域主権改革の推進について

内閣官房国家戦略室、内閣府地域主権戦略室
総務省自治行政局、自治財政局、自治税務局

【提案・要望の内容】

- (1) 国から地方への税源移譲を進め、国と地方の税源配分をまずは5：5にするとともに、地方消費税の充実などにより、税源の偏在が少なく安定的な地方税体系を構築すること。また、財源保障・財政調整機能としての地方交付税の総額確保や法定率の引き上げなど、地方の財政基盤の充実強化に努めること。
- (2) 一括交付金の制度設計にあたっては、三位一体改革の轍を踏まないよう、国と地方の協議の場における地方の意見を十分に尊重し、現行の補助金総額を確保したうえで、国の事前関与を最小限に抑え、地方が真に必要なとする事業を主体的に行うことができるような制度とすること。
- (3) 現在検討が進められている国の「中期財政フレーム」等においては、国を上回る行革を行いながら歳出削減に努め、住民生活に必要不可欠な行政サービスを提供している地方の状況等を十分に踏まえ、財政規律強化の名目の下、地方への一方的な負担転嫁などを行わないこと。
- (4) 地域主権戦略大綱や第2次地域主権推進一括法案の策定にあたっては、まちづくりやくらしづくりなどに関する基礎自治体への権限移譲や、保育所等の福祉施設に係る義務付け・枠付けの見直しなどをはじめ、地方分権改革推進委員会の累次の勧告を完全実施するよう、地域主権戦略会議を中心に政治主導で取り組むこと。
- (5) 国と地方の協議の場においては、食料・エネルギーの供給など我が国の安全・安心を支える地方の役割や基礎自治体である市町村の多様性に十分配慮し、きめ細やかな議論や制度設計を行うこと。
- (6) 国の出先機関改革にあたっては、国と地方の役割分担を明確にした上で、原則廃止に向けた具体的なロードマップを早期に明らかにして取り組むこと。また、移管される事務・権限に見合った財源を一体的に移譲するとともに、人材の移管については地方が主体的に確保できる仕組みとすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地域主権推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法案の提出や補助金の一括交付金化の検討など、地域主権改革の実現に向けた取組が進められていますが、義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲などについては甚だ不十分であり、今後、地方の自由度・裁量度を高めるための更なる見直しが必要です。
- (2) 地方においては、徹底した行革努力などを行いながら、教育、福祉、産業振興など住民の生命や安全、雇用創出などのために必要不可欠な行政サービスを提供していますが、少子高齢化や景気低迷による税収減などで極めて厳しい財政状況が続いており、国から地方への税源移譲や地方交付税の法定率引き上げなどにより、安定的で予見可能性の高い財政基盤を確立し、必要な行政サービス水準を維持していく必要があります。
- (3) 真の地域主権改革を実現するためには、単に国から地方に権限と財源を移譲するだけではなく、地域住民、NPO、企業など様々な主体が生き活きと活動し、地域社会や地域経済が自立・再生していくことが必要であることから、国の過剰な関与・規制や全国一律的な制度などを大胆に見直し、地域の成長力を最大限発揮できる仕組みを構築することが重要です。
- (4) 当県では、今年度から新たに、住民サービスの向上、事務事業の効率的・効果的实施などを図るため、県・市町村で重複して実施している事務事業等について一体化して処理する「機能合体」等の取組も行っています。
- (5) 今後、国の出先機関改革を進めるに当たっても、原則廃止の方針の下、県・市町村が実施できる事務事業については必要な財源をセットで地方に移管し、国・県・市町村を通じた重複行政の排除やスリム化・効率化を図ることが必要です。

Ⅱ 緊急経済・雇用対策の充実

番号	内 容	頁
1	追加の経済雇用対策の実施について（新規）	3
2	若年者等正規雇用化特別奨励金の要件の緩和について（新規）	5
3	ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業の要件の緩和について	7
4	地域間格差の是正等に向けた最低賃金制度等の見直しについて	9
5	地域職業訓練センターの存続について（新規）	11

Ⅱ－１ 追加の経済雇用対策の実施について

文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環 境 省

【提案・要望の内容】

国では、景気対策、公共事業の前倒し、中小企業金融円滑化法など切れ目のない経済雇用対策を講じ、企業の生産活動に持ち直しの動きも見られるほか、雇用情勢も有効求人倍率が一時期より改善されてきている。

しかし、こうした状態は景気対策や緊急的な支援により支えられている面が強く、ギリシャ財政危機など先行きに対する不安材料もあり、特に、地方においては景気の回復が遅れがちとなっている。

そのため、景気動向を見据え、地方経済へ配慮した追加の対策を打ち出す必要がある。

（１）地方に配慮した追加の公共事業の実施

地方経済は公共事業に依存している割合が高く、就業機会の確保など経済雇用対策において公共事業の果たす役割は大きいものがある。

地方経済が本格的な回復期を迎えることができるよう、社会資本の計画的な整備に必要な公共事業を確実に実施すること。

（２）住宅エコポイント制度のポイント発行対象に高効率給湯器等を追加

本県では、高効率給湯器や太陽熱利用システム（太陽熱温水器等）の設置に対し、独自のエコポイント制度を創設して支援しているが、高効率給湯器の導入に係る国の助成制度は本年９月末に終了することになっている。

地球温暖化対策を推進するとともに、経済の更なる活性化を図るため、１０月以降は、国で実施している住宅エコポイント制度のポイント発行対象に、高効率給湯器を含め、引き続き支援を行うほか、現在は、国の助成対象となっていない太陽熱利用システムや空気熱・地中熱を利用したヒートポンプ温水暖房システムなどもポイント発行対象に加え、支援を拡大すること。

(3) 緊急雇用創出臨時対策基金事業の制度の拡充及び平成24年度以降の雇用対策の新たな取組について

失業者に対する雇用の機会、研修の機会をできるだけ多く創出できるよう、現在、国の平成21年度第2次補正予算で配分されている重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業について、それぞれに配分されている基金を相互に流用し、一体的に活用できるよう制度を改めること。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業は、平成23年度で終了するが、地方においては、景気の回復が遅れがちであり、継続的な雇用対策が必要である。平成24年度以降、地方における雇用が守られ、新たな雇用が生まれるよう、新しい雇用対策の仕組み、制度を創設すること。

(4) 来春の新規高卒者就職対策について

経済が本格的に回復していない状況では、本年同様、来春の新規高卒者の就職活動も厳しいものと予想される。将来ある若者が、希望を持って社会に巣立つことができるよう、来春の新規高卒者の就職対策に取り組むこと。

(5) 緊急保証制度の継続について

景気対応緊急保証について平成23年度以降も継続して実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

本県では、「金融・資金対策」、「消費の下支え対策」などを柱とする経済・雇用対策として、これまで総額1,900億円にのぼる対策を切れ目なく講じてきたところであります。その結果、中小企業への低利融資や公共事業の前倒し発注、環境対応車購入に対する助成などは、国の制度との相乗効果により、企業倒産の回避や消費の下支えなどに、一定の効果があったものと考えております。

しかし、当県の有効求人倍率(4月)は、0.39倍と一時期よりは改善されているものの、依然として低水準に留まっており、厳しい雇用情勢が続いていることから、引き続き国と都道府県が連携を図りながら、実効性のある追加の対策が必要であります。

(県担当課室名 産業労働部産業政策課)

Ⅱ－２ 若年者等正規雇用化特別奨励金の要件の緩和について

厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

- (１) 厳しい雇用情勢が続く中であって、学卒者を含む若年者の就職情勢は好転の兆しが見えず、多くの未就職者が見込まれることから、若年者等正規雇用化特別奨励金の対象者を２４歳以下に拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 平成２１年２月、本奨励金制度は年長フリーター対策として創設されました。これにより、２５歳以上のトライアル雇用の利用は前年に比べ大幅に増加しており、雇用確保のためのセーフティネットとしての役割を果たしております。

しかしながら、学卒者を含む若年者、とりわけ２４歳以下については、中・長期にわたる特別な支援制度がないこともあり、新たな支援対策が必要となっております。

- (２) 当県では、このような状況を踏まえ、平成２２年度において、２４歳以下のトライアル雇用該当者で常用移行した者に対し、県独自の支援を行うこととしております。

本奨励金につきましては、全国的に厳しい雇用情勢が続いている中で、年長フリーター対策と同様に若年者トライアル雇用対象者の全てを包括した制度とすることが求められています。

若年者等正規雇用化特別奨励金の要件緩和の要望内容

○24歳以下の場合

秋田県若年者等トライアル雇用報奨金

常用
移行
した
場合

(県)若年者トライアル雇用報奨金
上限12万円

国の試行雇用奨励金(若年者等)
と同額を支給

今回要望部分

(国)試行雇用奨励金
(若年者等)

4万円/月

3ヶ月

(国)若年者
等正規雇
用化特別
奨励金

第1期

25万円

(50万円)

(国)若年
者等正規
雇用化特
別奨励金

第2期

12.5万円

(25万円)

(国)若年
者等正規
雇用化特
別奨励金

第3期

12.5万円

(25万円)

()は中小企業

24歳以下も該当する
よう要件を緩和

○25～39歳の場合

(国)試行雇用奨励金
(若年者等)

4万円/月

3ヶ月

6ヶ月

1年6ヶ月

2年6ヶ月

(国)若年者
等正規雇
用化特別
奨励金

第1期

25万円

(50万円)

(国)若年
者等正規
雇用化特
別奨励金

第2期

12.5万円

(25万円)

(国)若年
者等正規
雇用化特
別奨励金

第3期

12.5万円

(25万円)

()は中小企業

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅱ－３ ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業の要件の緩和について

厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

- (１) 雇用創出のために民間企業等が積極的に本基金事業を活用できるよう、民間企業等に事業を委託する場合には、収益の確保や委託に係る諸経費・一般管理費の計上を認めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) ふるさと雇用及び緊急雇用の両基金事業において、民間企業等を委託先とする場合、事業実施による収益の返還義務や一定の諸経費の計上が認められていないことなどにより、民間事業者の事業受託の動機を阻害しております。
- (２) これまでの要件緩和により、ふるさと雇用基金事業においては、一定の条件のもとで、委託費の残額・収益の返還免除の申し立てができることとなりました。しかし、最終年度のみで、途中年度は返還または事業への充当が必要であり、事業の継続的な展開、負担軽減による事業運営の円滑化などの観点から、途中年度についても返還を不要とする必要があります。
- また、緊急雇用基金事業の委託についても民間事業者にとっては同じ状況であり、同様に取り扱うべきであります。

1 秋田県の基金事業進捗状況（平成22年当初予算まで累計）

基金種別	事業件数	事業費	新規雇用数	執行率
ふるさと基金	222件	41億9千万円	856人	61%
緊急基金	911件	56億1千万円	4,744人	57%

※ふるさと基金は、3カ年の計画ベースでは99%の執行率となる。

2 収益が返還になった事例

大潟村：ブランド加工品開発及びグリーンツーリズムを活用した交流拡大事業

- ・大潟村の農産物等を活用した新商品の開発と販路の拡大等
- ・都市と農村の交流事業の企画、実施等

※村内で生産される米粉や青大豆、古代米等を原料とする「麺」を新たに開発し、首都圏等の消費者に商品を提供した。

当初、首都圏等で開催される物産展等で、開発した商品の試食・アンケート調査等を行う予定だったが、消費者の好評を得て販売に至った。

- ・事業収入額 2,074千円（商品売上）
- ・事業経費 1,519千円（材料費等）
- ・収益返還額 555千円

3 収益が見込まれた事業について処理の実例

（1）事業実施に至った例

北秋田市：もの作り・観光産業支援事業

- ・生産者に代わり、HP無料作成や代理営業などPR活動を行い、地域ブランドの販路拡大、ブランド力強化
- ・特産品開発及び仲介による地場産業との連携
- ・観光案内所設置、観光サイト立ち上げ、運営
- ・空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供と観光客向けにご当地メニュー食堂経営など

※サービスの提供により収益発生が想定されるが、基金終了時の返還を覚悟しても地域の活性化と雇用創出及び継続的な雇用のために実施。

（2）事業対象とならなかった事例

横手市：スポーツキッズスクール

- ・民間スポーツクラブの運営による幼稚園、保育所等への巡回指導
- ・各地域でのスポーツキッズスクールの開講

※クラブ入会金、月謝等による収益の発生がネックとなり事業化見合わせ。

Ⅱ－４ 地域間格差の是正等に向けた最低賃金制度等の見直しについて

厚生労働省労働基準局

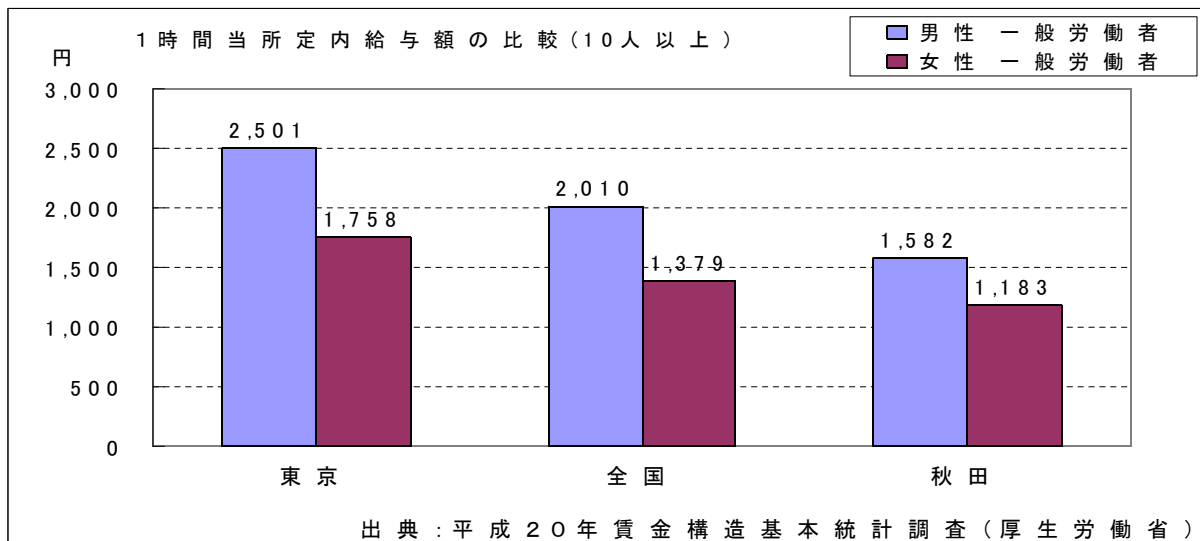
【提案・要望の内容】

- (１) 雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などに向けて、地域別最低賃金制度の見直しなど、法令・制度を含めた環境整備を実施すること。

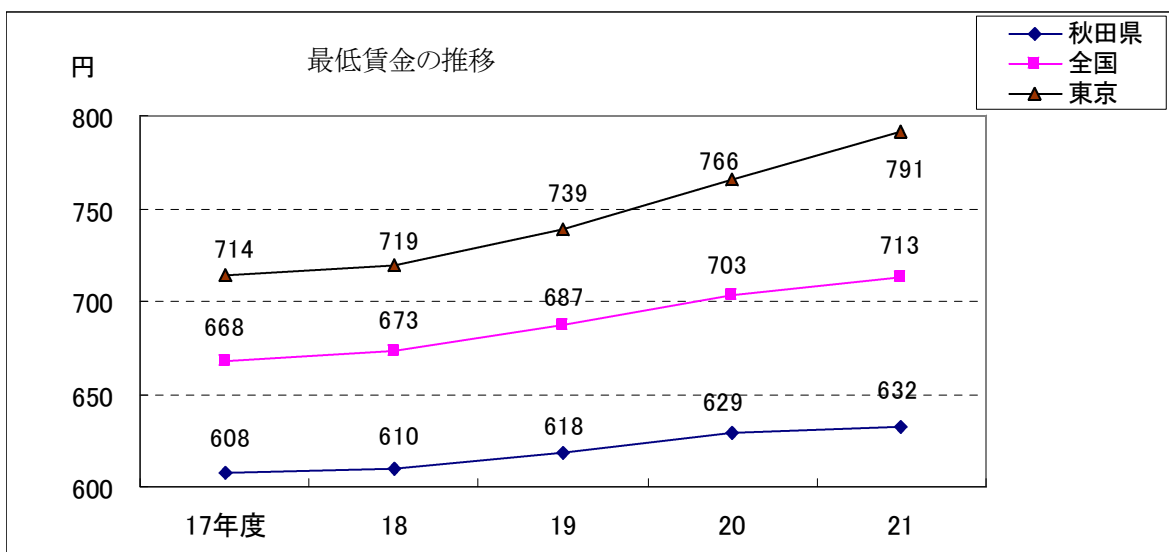
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県の賃金水準は全国低位ですが、賃金をはじめとした厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因となっています。
- (２) 当県では、最低賃金や労働時間等の法令・制度の遵守と雇用環境の改善のため、雇用労働アドバイザーの企業訪問などによる啓発活動に取り組んでいます。
- (３) 平成２１年度の最低賃金改定における中央最低賃金審議会が示した目安額では、生活保護水準との乖離解消の一方、それまでの地域別ランクの水準が基本的に維持されました。その結果、実態として特に都市部と地方の地域間格差は、ますます拡大しています。
- こうした格差の是正のためには、地域別最低賃金制度等のさらなる見直しを行う必要があります。

1 1時間当所定内給与額の比較



2 最低賃金の推移



3 現状の最低賃金の決定方法及び問題点

- 中央及び地方最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、労働局長が決定する。
- 中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を4つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成19年の法律改正後、生活保護基準額との乖離に配慮することになってから、ますます地域間格差が拡大している。

Ⅱ－５ 地域職業訓練センターの存続について

厚生労働省職業能力開発局

【提案・要望の内容】

- (１) 地域職業訓練センターの設置及び運営の廃止を撤回し、地域自治体及び実際に管理運営している職業訓練法人等の意見、要望を十分踏まえたうえで、存続について再検討すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 平成２１年１２月２５日付けで、厚生労働省職業能力開発局長から知事あてに地域職業訓練センターの設置及び運営を平成２２年度末に一律廃止するとの通知がありました。
事前に説明、協議等が一切なく、通知内容は、センターの譲渡又は取り壊しを前提としたものであり、地域の実情を反映したものとはなっておりません。
- (２) 県内３カ所にあるセンターでは、在職者の技能向上訓練及び求職者等の職業教育訓練等を実施しており、地域産業を支える人材育成の拠点施設として、県内の中小企業の振興に大きな役割を果たしています。
- (３) センターの管理運営を受託している地元自治体では、地域の実情を十分に踏まえた廃止方針の再検討と、これまでと同様に国による設置運営を求めています。また、県議会においても、センターの存続を求める意見書が採択されています。
- (４) 県としても、認定職業訓練事業への助成や、受講奨励金制度の創設などにより、産業人材の育成を積極的に推進しているところですが、センターが廃止となった場合、職業訓練の実施が困難になるなど、地域における職業能力開発に多大な影響があります。

- (5) 雇用情勢が厳しい時こそ、職業能力の開発は重要であり、多様な教育訓練の場となるセンターは、地域に新たな負担を強いることなくこれまでどおり存続していく必要があります。

【参考資料】

◇設置状況

名 称	所在市	委託(建設)日	管理運営団体
大館地域職業訓練センター	大館市	H7. 12. 1	(財)大館市勤労者福祉事業団
本荘由利地域職業訓練センター	由利本荘市	H5. 7. 13	(職)本荘由利職業訓練協会
大曲地域職業訓練センター	大仙市	H3. 10. 24	(職)大曲仙北職業訓練協会

◇利用状況

(単位：人)

	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	職業訓練関係	市民講座・会議等	計	職業訓練関係	市民講座・会議等	計	職業訓練関係	市民講座・会議等	計
大館地域職業訓練センター	18,224	20,285	38,509	18,305	20,225	38,530	18,231	20,152	38,383
本荘由利地域職業訓練センター	15,956	16,861	32,817	13,837	11,836	25,673	18,264	10,573	28,837
大曲地域職業訓練センター	19,583	12,836	32,419	20,463	11,656	32,119	20,940	11,277	32,217
計	53,763	49,982	103,745	52,605	43,717	96,322	57,435	42,002	99,437

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅲ 地方の強みを生かした新たな成長産業の創出

番号	内 容	頁
1	新エネルギーの導入促進について	13
2	地域レベルでの次世代エネルギー・社会システムの実証・導入について（新規）	15
3	地熱エネルギー導入支援策の拡充強化について	16
4	バイオエタノールの利用促進について	17
5	金属リサイクル国際戦略拠点の形成及び支援について（新規）	18
6	使用済小型家電等のリサイクル制度創設について	20
7	中小企業経営支援体制連携強化事業の充実・強化について（新規）	21
8	提案公募型技術開発事業の拡充について	22

Ⅲ－１ 新エネルギーの導入促進について

経済産業省資源エネルギー庁
環境省地球環境局
総務省地域力創造グループ

【提案・要望の内容】

- (１) 「緑の分権改革」推進事業等の調査を踏まえ、地域において実施される新エネルギー導入の取組に対し、支援措置の拡充を図ること。
- (２) 風力などの新エネルギーの普及拡大を図るため、電力系統での受け入れ拡大に向けた対策を進めること。
- (３) 小型風力発電設備の規格・認証制度の整備と導入支援策の見直しを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 風力・太陽光・小水力などの新エネルギーの導入は、地球温暖化対策や国内エネルギー資源の有効活用に資するばかりではなく、自然豊かな本県にとって、地域の活性化や新産業の創出等も期待できるものです。
本年３月に策定した県政の運営指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」においても、新エネルギーの導入を重点戦略として取り組んでいくこととしております。
現在、「緑の分権改革」推進事業等により新エネルギー導入のための調査が進められており、今後、こうした調査を踏まえ地方自治体や民間企業、県民等が新エネルギー施設等を整備していくためには、多額の費用を要することから、支援措置の拡充が必要です。
- (２) 太陽光や風力など不安定な自然のエネルギーを利用する新エネルギーは、大量に電力系統に連系された場合には、電圧の上昇や周波数の乱れなど、既存の電力供給に影響を及ぼすといった課題があります。
このため、新エネルギーの普及拡大を図るためには、国家的観点から国民共通のインフラとして電力系統の強化を図るなど、新エネルギーの受け入れ拡大に向けた対策を進める必要があります。

- (3) 大型風力発電設備が設置できない市街地など様々な場所へ導入が期待されている小型風力発電設備については、多様な形態の風車が開発されており、当県でも産学連携による実用化が進められています。

こうした中で、小型風力発電設備の導入を促進し、適正な市場形成を図っていくためには、性能や安全性などについて公的機関による統一した認証制度の整備が必要です。

また、現行の支援制度では、非営利団体以外が小型風力発電設備の設置者となる場合に、出力規模要件を満たさず支援を受けられないことから、要件の見直しが必要です。

《参考：風力発電導入に係る支援制度》

制度名称	対象	出力規模要件	所管団体
地域新エネルギー等導入促進事業	自治体等	500kW以上	一般社団法人 新エネルギー 導入促進協議 会
	非営利団体	無し	
新エネルギー等事業者支援対策事業	民間事業者	1500kW以上 (単機500kW以上)	

(県担当課室名 生活環境部温暖化対策課
産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ－２ 地域レベルでの次世代エネルギー・社会システムの実証・導入について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

- (１) 積雪寒冷地域や中山間地域など再生可能エネルギーが賦存している地方における次世代エネルギー・社会システム実証試験や関連設備の導入に係る支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 次世代エネルギー・社会システム実証地域については、本年４月に国内４カ所（横浜市、豊田市、京都府（けいはんな学研都市）、北九州市）が選定されておりますが、エネルギーセキュリティを確保し低炭素社会の構築を図っていくためには、再生可能エネルギーが賦存している地方においても、次世代エネルギー・社会システムの導入を積極的に推進する必要があります。
- (２) 当県では、本年度、「新エネルギー産業戦略」を策定し、地域に賦存する再生可能エネルギーを有効に活用したスマートグリッドを柱とする次世代エネルギー・社会システムの導入に向けた実証プロジェクトの構築を図ることとしておりますが、実施にあたっては大きな財政負担が伴います。
- (３) このため、実証プロジェクトの具体化や関連設備の導入に関する支援制度が必要です。

（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課）

Ⅲ－３ 地熱エネルギー導入支援策の拡充強化について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

- (１) 地熱発電所の新規立地を促進するため、発電設備等に対する補助率の引き上げによる支援制度の強化を図ること。
- (２) 現在、バイナリー型地熱発電※１に限定されているＲＰＳ制度※２の対象をすべての地熱発電方式に拡大すること。または、再生可能エネルギーの全量買取制度※３が創設された場合は、地熱発電の電力を買い取り対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県の湯沢市に位置する山葵沢地域及び秋の宮地域は新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）による地熱開発促進調査の結果、地熱発電所の立地が有望な地域であることが確認されており、地元では地域振興と雇用確保を図るため新規地熱発電所の建設を強く望んでおります。
- (２) 現在の地熱発電に係る支援制度では、事業者が発電設備等を整備する場合の補助率は１／５となっておりますが、太陽光発電や風力発電などの新エネルギーに対しては１／３となっております。
- (３) 電源開発(株)及び三菱マテリアル(株)並びに三菱ガス化学(株)は、平成22年4月12日に湯沢地熱開発(株)を共同で設立し、山葵沢地域及び秋の宮地域を一体の開発エリアとして地熱発電所の立地に向けた調査を進めておりますが、事業者にとっては、初期コストの低減や事業の安定的な運営に資する支援制度の整備が発電所立地の判断要素として重要であります。
- (４) 県としては、エネルギーの安定確保や地球温暖化防止に資する純国産の再生可能エネルギーである地熱エネルギーの導入を推進するとともに、地域経済の活性化を図るため、地熱発電所の立地を促進する必要がある、このため国による支援制度の強化が必要です。

※１ 中高温熱水を熱源とし、低沸点媒体を加熱・蒸発させて得られる蒸気でタービンを回す発電方式。（新エネルギー、ＲＰＳ制度の対象）

※２ 電気事業者に対し、販売電力量に応じ新エネルギーから発電される電気の利用を義務付ける制度。

※３ 電気事業者に対し、再生可能エネルギーを一定の価格で買い取ることを義務付ける制度。

（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課）

Ⅲ－４ バイオエタノールの利用促進について

環境省地球環境局
農林水産省大臣官房、農村振興局
経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

バイオエタノールの実用化に向けた施策を推進するため、バイオエタノールのガソリンへの高濃度混合に関する明確な方向性や基準等を早期に示すこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) バイオ燃料については、「京都議定書目標達成計画」「経済成長戦略大綱」「新・国家エネルギー戦略」「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」などにより生産・利用拡大を図ることとしており、２０３０年頃までにバイオ燃料の利用率向上による運輸部門の石油依存度を引き下げるものとされています。
- (２) 当県でも、「秋田県バイオエタノール推進戦略」を策定し、バイオマス資源が豊富な本県の特性を活かし、稲わらや林地残材など食料と競合しない原料による地産地消型バイオエタノールの実用化を目指すこととし、実証事業等に取り組んでいます。
- (３) 現在、国内では、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」により、ガソリンにエタノールを３％まで混合して利用することができます。
既に東北、北海道以外の地域では、Ｅ３（直接混合方式によりエタノールを３％混合したガソリン）やバイオガソリン（ＥＴＢＥ（エチルターシャリーブチルエーテル）を添加したガソリン）が販売されていますが、今後、バイオエタノールの導入エリアや利用を拡大促進していくためには、バイオエタノールのガソリンへの高濃度（１０％以上）混合に関する明確な方向性や基準等を早期に明らかにすることが必要です。

（県担当課室名 生活環境部温暖化対策課）

Ⅲ－５ 金属リサイクル国際戦略拠点の形成及び支援について

経済産業省経済産業政策局

【提案・要望の内容】

- (１) 本県北部地域をレアメタル等金属リサイクルに関する研究開発や人材育成などの国際戦略拠点に位置付け、その機能強化を図るとともに産学官等連携事業に対し支援措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 本県北部地域は、エコタウン事業等の推進により、高度な鉱山関連技術などを活かしたリサイクル関連企業が集積しているほか、小坂町にある（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属技術研究所（JOGMEC）では、レアメタル等の金属リサイクル技術の研究開発が進められており、また、（財）国際資源大学校では、海外の行政官、技術者を対象とした環境・リサイクル等の研修を実施しております。

更に、秋田大学では、国際資源学教育研究センターを設立し、資源・リサイクルに関する留学生の受入体制の拡大を目指しており、県北部地域は、環境・リサイクル技術の現場教育を産学官が連携して行う重要な拠点となっております。

- (２) また、本県では、平成２１年度から国の支援を受け、東南アジア地域を対象に、本県が有する環境・リサイクル技術やエコタウンのノウハウを提供し、資源循環システムの構築に協力するとともに、県内企業のリサイクルビジネスの拡大につなげるなど、東アジア地域における金属リサイクルの拠点を目指した取組みを進めております。

- (3) 一方、新興国の経済発展に伴い、レアメタル等の金属資源の安定確保が重要な課題となっており、経済成長が著しいアジア地域での金属リサイクルを推進し、処理困難な原料を我が国に受入れるなど資源循環を促進する必要があります。また、資源保有国からの技術協力や人材育成の要請に積極的に対応しながら人的ネットワークを形成していくことも国策として重要になります。
- (4) このため、本県北部地域をレアメタル等の金属リサイクル戦略拠点とし、JOGMECによるリサイクル技術開発の強化及び国際資源大学校等による海外人材育成の充実、産学官等の連携によるアジア地域への技術協力体制及び事業展開の支援を強化する必要があります。

Ⅲ－６ 使用済小型家電等のリサイクル制度創設について

経済産業省産業技術環境局、商務情報政策局
資源エネルギー庁
環境省大臣官房

【提案・要望の内容】

- (１) 家庭に退蔵されたり、一般廃棄物として焼却や埋立処分されている、使用済小型家電等のリサイクルを円滑に推進するための制度を早期に創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) デジタルカメラ等の使用済小型家電には、国内産業に欠かせないレアメタル等の金属資源が含有されており、資源の乏しい我が国にとってリサイクル推進が重要な課題となっております。
リサイクルを適正に推進するためには、資源と環境面の両方をコントロールできる高度な技術を有する製錬所等で処理を行うことが必要ですが、「廃棄物処理法」の規定により、市町村の区域を越える一般廃棄物の移動に制約があることから、円滑なリサイクルシステムの構築が困難となっている現状にあります。
- (２) 当県では、全国に先駆けて平成１８年度から大館市を中心とする県北地域等で使用済小型家電の収集試験を実施しており、２０年度からは対象エリアを全県域に拡大し、広域的な調査に取り組んでおります。
また、２０年１２月には、国の「使用済小型家電の回収モデル事業」に採択され、国の支援のもと収集調査を実施しております。
- (３) モデル事業では、家電リサイクル法対象品目以外の掃除機やビデオデッキなども回収しております。組成等を分析した結果、機器全体の４０～８０％金属資源が含有されており、多様な使用済電気・電子機器のリサイクルシステムを構築する必要があります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ－７ 中小企業経営支援体制連携強化事業の充実・強化について

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

- (１) 中小企業応援センター事業について、内容を充実強化しながら平成２３年度以降も継続実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県では、中小企業の新事業展開や事業承継等の専門的・高度な対応が必要な支援については、平成２１年度までは「地域力連携拠点事業」を５機関で実施していましたが、当事業は国の事業見直しにより２１年度で終了となりました。
- (２) 平成２２年度からは新たに「中小企業応援センター事業」が創設され、県内では６機関がコンソーシアムを組織し、当事業により同様の支援に取り組んでいます。
- (３) 中小企業応援センターの設置により、コンソーシアムを組織する構成機関の相互連携が促進されるなど、専門的・高度な支援を県内幅広く提供できる体制を強化しております。
- (４) 今後もこの体制を維持・強化するため、中小企業応援センター事業を充実させ、平成２３年度以降も実施していく必要があります。

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅲ－８ 提案公募型技術開発事業の拡充について

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

- (１) 提案公募型技術開発事業（委託事業）において、概算払いの要件を緩和するとともに手続きを簡素化し、実効性のある制度とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 経済産業省が行う提案公募型技術開発事業（委託事業）である戦略的基盤技術高度化支援事業などにおいては、委託費の支払いは委託金額が全て確定した後に精算払いで行われるため、委託事業に必要な機械装置等の購入費用は全て管理法人が立替払いしなければなりません。

管理法人が立替払いする場合には、内部の経理上のやりくりで捻出する場合や金融機関から融資を受ける場合があります、金融機関から融資を受けた場合には、管理法人が金利等の支払いを行っております。

- (２) 委託経理処理要領では概算払いが認められているものの、審査に当たっては、財団の資金繰りが窮乏していることなどが要件となっており、また、経済産業局から本省及び財務省へ至るまでの手続きが繁雑で、委託費が支払われるまでの期間が長引くこと等の理由により、実際には概算払いはほとんど行われておりません。

- (３) 提案公募型技術開発事業も増加しており、管理法人の立替払いも増えることが想定されます。このため委託費の概算払いの手続きを簡素化し実効性のある制度とするとともに、委託費を前金払いできる制度へ変更することが必要です。

事業を効果的に活用するためには、管理法人の負担をできるだけ軽減し、多くの提案に対応できるように制度を改善することが必要です。

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

IV 新農林水産ビジネス等の創出

番号	内 容	頁
1	米のカドミウム国内基準値の改正に伴う農用地土壌汚染対策の充実について	23
2	米粉の利用促進について（新規）	25
3	戸別所得補償制度の本格実施について	27
4	獣医師確保対策について（新規）	28
5	総合家畜市場の整備について	29
6	農業農村整備事業の予算確保等について（新規）	31
7	松くい虫・ナラ枯れ防除対策について	33
8	地球温暖化防止に貢献する森林整備の促進について	35
9	地域材の利用拡大について	37

Ⅳ－１ 米のカドミウム国内基準値の改正に伴う農用地 土壌汚染対策の充実について

総務省自治財政局

環境省水・大気環境局

農林水産省総合食料局、消費・安全局、
生産局、農村振興局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- (１) 規格基準の改正に伴い、国はカドミウム含有米の買い上げ事業を終了しているが、これに代わる新たな流通防止対策を創設すること。
- (２) 規格基準の改正により、農用地土壌汚染防止法に基づく指定地域の拡大が見込まれることから、今後も客土等の恒久対策工事への地財措置を継続すること。
- (３) 植物による土壌浄化技術の実用化を急ぐとともに、この技術を恒久対策として、公害防除特別土地改良事業のメニューに加えること。また、地域指定に至らない地域でも、農業者自らが取り組みやすいように、カドミウム高吸収稲を新規需要米として助成対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県では、鉱山に起因するカドミウム汚染農用地を多く抱えており、客土等の恒久対策、水管理等の吸収抑制対策、出荷前のロット調査など様々な対策を講じて、カドミウム含有米の生産・流通防止に努めています。
- (２) この４月に食品衛生法の規格基準が改正され、平成２３年２月２８日から施行されることになりましたが、国による買い上げ事業が終了することは、産地に新たな負担を求めることとなり、食の安全に対する国の責任の後退と受け止めざるを得ません。
- (３) 当県においては今後、土壌汚染防止法に基づく追加指定が予想されることから、客土工事などその対策は喫緊の課題になっています。
- (４) 植物による土壌浄化技術は、新たなカドミウム低減対策として、早期に実用化し、恒久対策の一つに位置づけられることが期待されています。
また、カドミウム高吸収稲を新規需要米として助成対象に加え、農業者自らが植物による土壌浄化に取り組むよう支援・誘導が不可欠です。

【参考資料】

1. 秋田県における農用地土壌汚染対策の実施状況

汚染地域面積 1,891ha

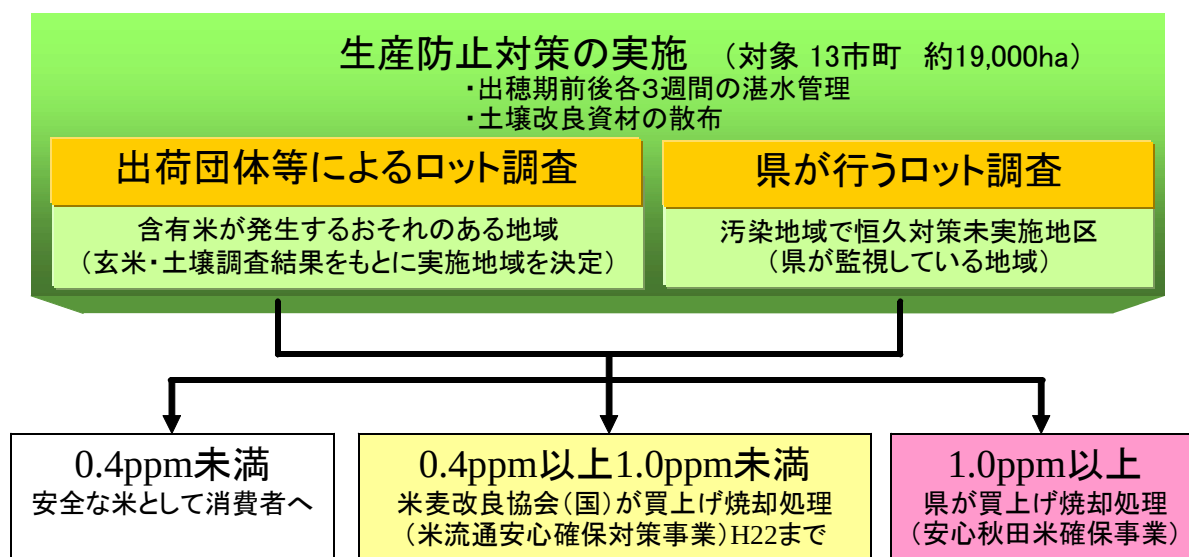
恒久対策実施済み	1,630ha (86%)
恒久対策実施中	201ha (11%)
未実施地域(農振地域以外の農地等)	60ha (3%)

2. 秋田県におけるカドミウム含有米の発生状況

年度	調査総数		0.4ppm以上1.0ppm未満		1.0ppm以上	
	ロット数	数量(t)	ロット数	数量(t)	ロット数	数量(t)
21	38,752	88,613	180	379	1	1
20	36,009	85,271	148	332	3	3
19	32,829	80,430	977	2,079	19	26
18	34,756	82,724	378	868	10	16
17	34,285	83,534	316	664	3	6
16	36,382	73,324	702	1,379	3	2

米麦改良協会(国)による買上げ 県の買上げ

3. 生産・流通防止対策による安全・安心秋田米確保の実施状況



(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

Ⅳ－２ 米粉の利用促進について

農林水産省総合食料局、農村振興局

【提案・要望の内容】

- (１) 農家及び製粉業者等が、安心して米粉用米の生産及び利用に取り組めるよう、農家の再生産を確保しつつ、輸入小麦の価格と連動した恒久的な助成措置を講ずること。
- (２) 収量変動や製粉業者等の需要量の変動リスクを、米粉用米と飼料用米の間で調整できるような制度とすること。
- (３) 家庭・加工業者・外食産業等が利用しやすいような粉製品の規格化や、米粉の機能性のＰＲ、米粉食品を取り入れた食の提案など、国民の食生活に米粉食品が定着するための対策の強化により、国の責任で需要拡大を図ること。
- (４) 国内の製粉能力及び米粉食品の製造能力の拡大と加工コストの低減を図るため、施設機械等の導入を促進するための十分な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 米粉用米の生産は、当県農業にとって、米の用途と需要の拡大を通じて米生産全体が拡大し、農業生産の増加と農業所得の向上に結びつくものと捉えています。
- (２) このため、水田フル活用による「あきた型食料自給力向上対策」の柱として米粉を位置づけ、米粉用米の需要開拓と生産体制の強化に取り組むとともに、農商工連携による商品開発の促進や家庭や飲食店等への米粉利用のＰＲなど米粉文化の醸成に取り組んでいます。
- (３) こうした活動を通じて、農家や製粉業者、外食産業等からは、以下のよう
な問題や課題が提起されています。
 - ① 米粉の価格は、米粉用米の取引価格に、米粉用米の取引価格は農家への助成水準に大きく左右されること。
しかし、助成水準は毎年度の予算で決められるため、実需者は安心して需要開拓や設備投資に取り組めず、結果的に農家は安心して米粉用米の生産に取り組めない状況にあること。
また、米粉の需要は小麦粉との価格差に大きく左右されるため、輸入

小麦価格と連動した助成の仕組みが必要。

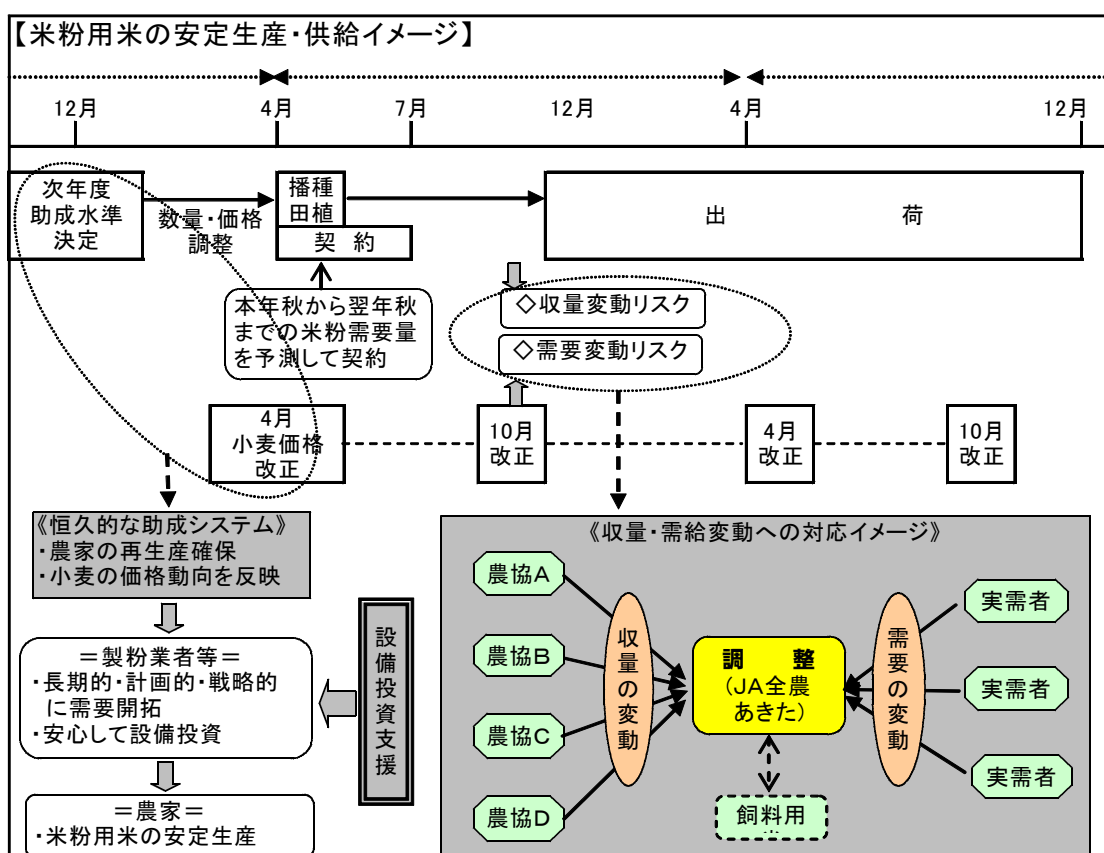
- ② 製粉業者等からは、契約数量の確実な納品を求められるが、現状の面積を基本とした契約では、実際の納品数量は天候等に左右されるリスクを伴うこと。また、製粉業者等における米粉の需要も、小麦価格等の状況によって変化するリスクを伴うこと。

このため、飼料用米をバッファーとした供給量の調整機能が必要であり、更に、品質の安定を図る観点から、米粉用及び飼料用で生産した米のうち、一定規格以上のものを米粉用に、規格外を飼料用米に供給できれば効率的。

- ③ 米粉は製粉機械や製粉方法等により品質が異なるため、各社が多種多様な粉商品を開発・販売しているが、逆に、家庭やメーカーにとっては使いにくい状況にあること。

また、米粉利用が定着し、自給力が向上するためには、国策として国民への普及啓発を図ることが必要。

- (4) また、国の米粉用米の生産目標50万トンを達成するためには、国内の製粉能力が不足しており、設備投資を促す必要があります。また、米粉製粉業者の殆どが中小企業であるため、小麦粉との価格差を解消するには、施設整備への助成措置は不可欠となっています。



(県担当課室名 農林水産部流通販売課)

Ⅳ－３ 戸別所得補償制度の本格実施について

農林水産省生産局

【提案・要望の内容】

- (１) 平成２３年度からの本格実施に向けた工程表を示し、平成２３年度から確実に実施することを明らかにすること。
- (２) 農業者が将来にわたって意欲的に営農計画を立てることができるよう、長期的な制度とすること。また、本格実施に向けて、財源を確保し、支援対象品目を早期に明確化すること。
- (３) 制度設計にあたっては、農業者はもとより、関係機関・団体から戸別所得補償モデル対策に対する意見を十分集約すること。
- (４) 来年度の営農計画に活用できるよう速やかに制度の概要を明らかにすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 「食料・農業・農村基本計画」に、平成２３年度からの本格実施が明記されていないことから、その実施を危ぶむ見方も出ております。農業者等の不安を解消するため、本格実施に向けた工程表を明らかにし、平成２３年度から確実に実施することをアピールしていただく必要があります。
- (２) 食料自給力の向上を図るためには、農業者が将来にわたって営農計画を描けるような長期的な制度とすることが重要です。
また、米戸別所得補償モデル事業において検証できない品目等についても、財源の確保を含めて、別途検討する必要があります。
- (３) 当県では、米戸別所得補償モデル事業、水田利活用自給力向上事業に対する農業者や関係機関・団体の評価を集約し、制度の効果を検証したうえで、国に対して必要な提言を行うこととしています。
- (４) 当県においては、１２月には次年度の営農準備に取りかかることから、遅くとも１１月下旬には、制度の概要を明らかにしていただくことが必要です。

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

Ⅳ－４ 獣医師確保対策について

農林水産省消費・安全局
厚生労働省医薬食品局

【提案・要望の内容】

家畜伝染病のまん延防止や食品の安全性の確保、安全な畜産物の安定供給に重要な役割を果たす公務員獣医師、産業動物獣医師の確保を図るため、次の対策を講ずること。

- 大学教育における家畜衛生・公衆衛生行政や産業動物診療の意義・魅力の周知など、新規獣医師の公務員分野及び産業動物分野への誘引措置の充実
- 国の修学資金制度の就職先要件の緩和と十分な予算確保
- 医師確保対策と同様、獣医系大学における地域枠の創設
- 公務員獣医師の処遇改善に必要となる地方自治体への財政措置の強化

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 口蹄疫等の重大な家畜伝染病の防疫や食の安全・安心の確保に加え、高病原性鳥インフルエンザやＢＳＥ等人獣共通感染症の防疫、動物愛護の増進など、公務員獣医師、産業動物獣医師の果たす役割は、ますます増大しています。
- (２) 新規獣医師の過半数が小動物診療分野に就業していること等から、当県をはじめ多くの都道府県において、公務員獣医師や産業動物獣医師が慢性的に不足し、今後とも、その確保が困難になると予測されています。
- (３) 当県では、平成２２年度から新たに「秋田県獣医学生修学資金貸与条例」を制定するとともに、初任給調整手当の創設、獣医系大学生のインターンシップの受入れ、職員研修制度の充実、採用試験の複数回実施などの対策に取り組んでいます。

しかしながら、全国的に獣医師が不足している中、限られた獣医師の争奪戦の様相を呈しており、獣医師確保は一県の努力では克服し難い課題となっています。

(県担当課室名 農林水産部農畜産振興課
生活環境部生活衛生課)

Ⅳ－５ 統合家畜市場の整備について

農林水産省生産局

【提案・要望の内容】

肉用牛振興の新たな拠点として、平成２４年度の開場に向け、県と関係団体で協議・調整を進めている「秋田県統合家畜市場（仮称）」の施設整備に必要な財源の確保など、十分な支援措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県では、現在、鹿角、広域由利、大曲の３つの家畜市場が開設され、年間約６千頭の肉用子牛等が取り引きされています。
- （２） しかし、一市場当たりの平均上場頭数が３００頭を下回るなど、他産地に比べて規模が小さく、上場の集約化により購買者に魅力ある市場とすることが課題となっています。また、総じて施設の老朽化が著しく、駐車場も手狭で、将来にわたり家畜の流通拠点としての機能を十分に発揮できないことが危惧される状況にあります。
- （３） このため、県内の家畜市場の統合・一本化により、近代的・機能的な施設を整備することとし、平成２４年度の開場に向け、「統合家畜市場検討委員会」において、市場の建設及び運営等に係る具体の検討を進めるとともに、建設に向けた円滑な作業の推進を図るため「統合家畜市場開設準備室」をスタートさせたところです。
- （４） 当県において、家畜市場の統合は十数年来の課題となっています。
県としても、この問題の解決なくして肉用牛の振興はないとの覚悟で取り組んでまいりますが、施設整備に当たっては、事業費が大きいことから、国の財政支援が必要不可欠であります。

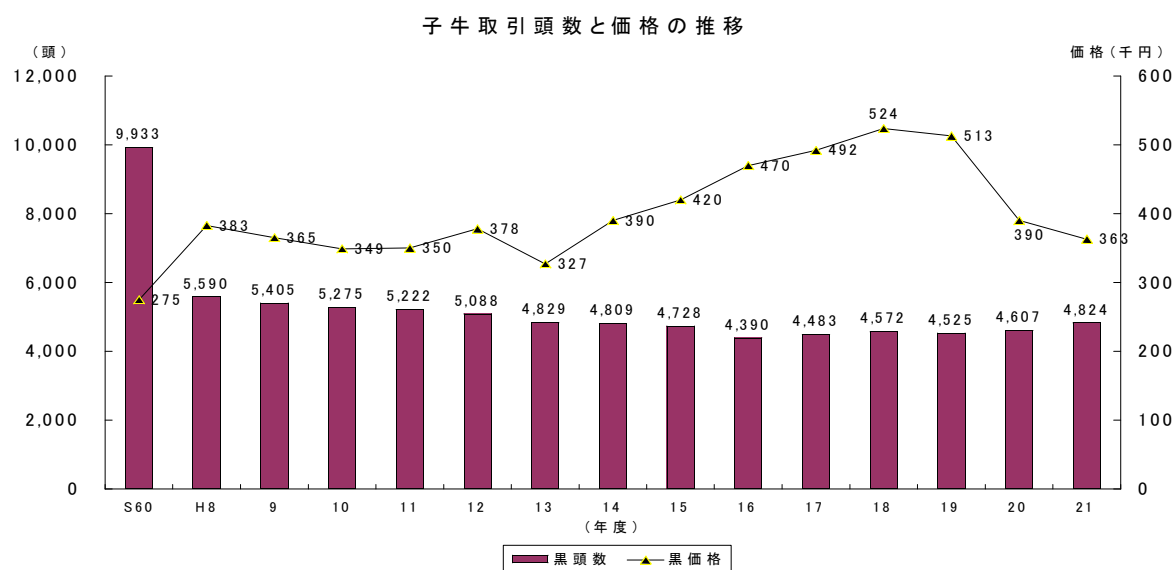
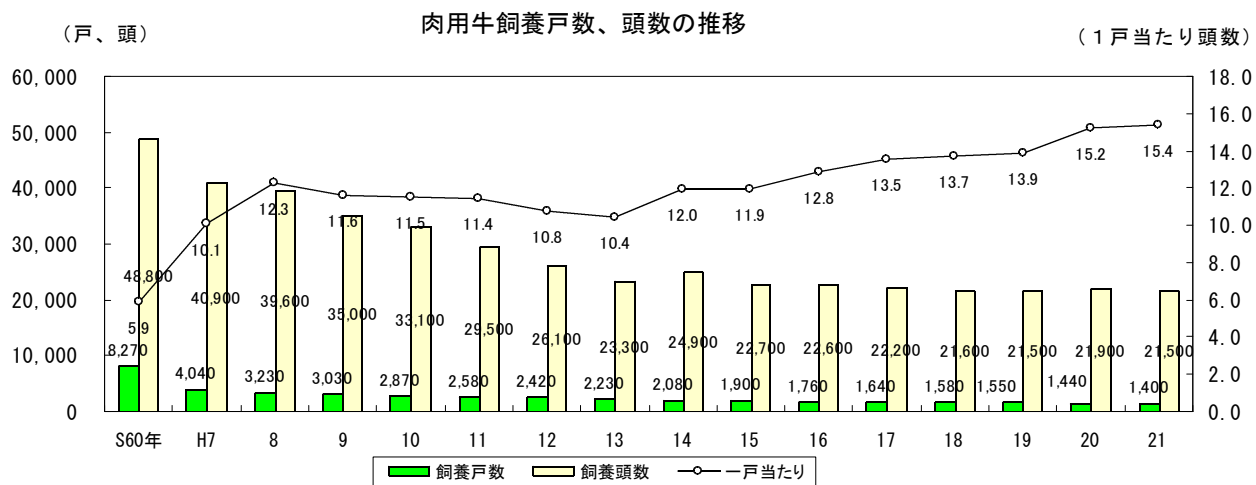
■年度別スケジュール

Ｈ２２ 敷地造成（実施設計、造成工事）、建設工事（実施設計）

Ｈ２３ 建設工事

Ｈ２４ 統合家畜市場の開場

【参考資料】



(県担当課室名 農林水産部農畜産振興課家畜生産対策室)

Ⅳ－６ 農業農村整備事業の予算確保等について

農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

- (１) 食料自給率の向上や国民の食料生産を支える上で、農業生産基盤の整備は必要不可欠な事業であり、中長期的な視点に立って計画的な整備が可能となるよう、予算体系を確立するとともに、予算の確保を図ること。
- (２) 農業農村整備事業の中長期的な予算確保のためには、国民からの理解が不可欠であることから、一般国民向けの事業広報を強化すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県は全国第２位の食料自給率を誇っており、国内有数の食料供給県としての潜在的な生産能力を活かしきるため、水田のフル活用を基本とした「あきた型食料自給力向上対策」の実現を目指す総合的な取組を継続して実施しています。
- (２) 具体的な取組として、耕作放棄地等も取り込み産地づくりと一体となったほ場整備を行うほか、低未利用水田などの活用を図るための復旧整備や、水稻直播栽培を飛躍的に拡大するための水田均平化などの簡易なほ場整備など、水田フル活用による自給力向上に積極的に取り組んでいます。
- (３) 当県では、優良農地として確保していく農地のうち、今後整備を必要とする面積が約二万ヘクタールあり、今後１０年間で五千ヘクタール、年間五百ヘクタールを整備する計画としています。

以上のことから、国においても、中長期的な視点に立って計画的な整備が進められるよう予算の確保をお願いします。
- (４) なお、平成２２年度では、同一事業が補助金と交付金から成り立つ予算措置となっており、今後進められる農業農村整備事業の見直しにおいては、事業目的に応じた予算体系の確立が必要です。
- (５) また、厳しい財政状況が続く中、事業実施に必要な財源を確保していくためには、国民の理解が不可欠です。当県では、新たに一般県民、消費者の目線で、現場の実態と事業の必要性、緊急性、整備後の成果等を分かりやすく広報していくこととしています。

【参考資料】

◆ほ場整備前



農道幅員1.8mと狭い



用排兼用水路で地下水位高い



農地の遊休化

◆ほ場整備後



水稻直播



農作業の効率化



集落型農業生産法人のライスセンター



露地栽培（ネギ）



露地栽培（菊）



ハウス栽培（ほうれん草）

○当県の認定農業者数 10,203名（H21年度実績）

○当県の集落営農組織数 613組織、内法人化 116組織（H21年度実績）

◆機能低下、老朽化した農業用水利施設



頭首工の堰堤洗掘



幹線水路取水ゲートの劣化
（県担当課室名



老朽化したため堤体からの漏水
農林水産部農地整備課）

Ⅳ－７ 松くい虫・ナラ枯れ防除対策について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

- (１) 松くい虫被害の先端地域における被害蔓延を防ぐため、大臣命令による防除（森林害虫駆除事業）を平成２３年度以降も継続すること。
- (２) ナラ枯れ被害の拡大防止のため、被害先端地域への防除対策予算の重点配分を図るとともに、単木的に散在している大径木の活用・若返りを図る伐出費支援策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取り組み】

- (１) 昭和５７年度に山形県境の旧象潟町で発生した松くい虫被害については、海岸林等の守るべきマツ林の徹底駆除を図るとともに、無人ヘリによる薬剤散布を導入するなど、効率的・効果的な防除対策に取り組んでいます。

また、平成１７年度からは大臣の駆除命令を受け「森林害虫駆除事業」を実施したことで、平成２１年度の被害量はピーク時の３分の１近い約１．４万 m^3 までに減少してきています。

しかしながら、被害が青森県境近くに及び、これら被害先端地域にあっては依然として高い水準で推移し青森県への被害拡大が懸念されることなどから、大臣命令による徹底防除の継続が不可欠な状況です。

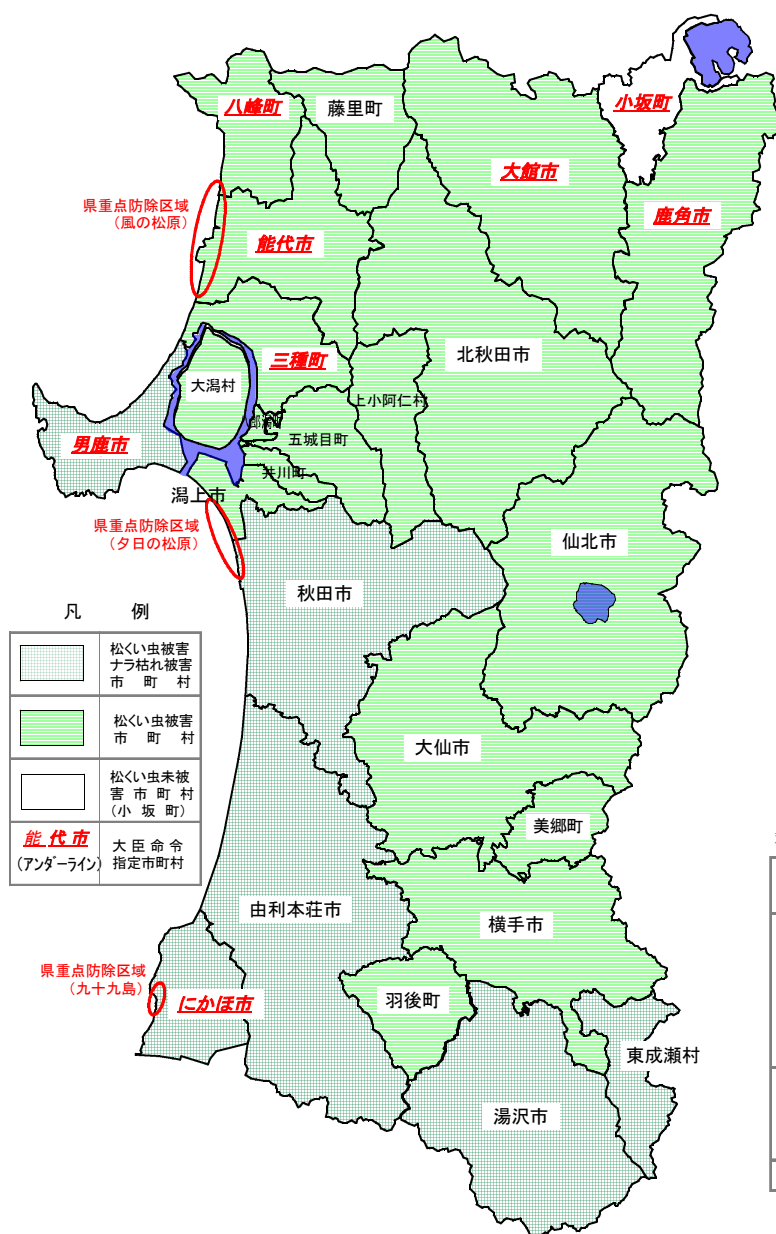
- (２) 本県のナラ枯れ被害については、平成１８年度に山形県境のにかほ市で、初めて確認し徹底駆除に努めてきましたが、平成２１年度には被害が一気に北上し５市１村に拡大しています。

ナラ類は、県内民有林面積の約２割を占めており、被害の拡大は、水源かん養等の森林機能の低下に直結するものと懸念されています。

ナラ材は、かつて薪炭材等として農山村地域で広く利用されていましたが、次第に活用されなくなり大径材が多くなったことが被害拡大の要因とされています。

このため、更新作業によるナラ林の若返りが急務となっており、木材価格が低迷する中で単木的に散在している大径ナラ材の活用を促進するためには、新たな伐出費への支援が不可欠です。

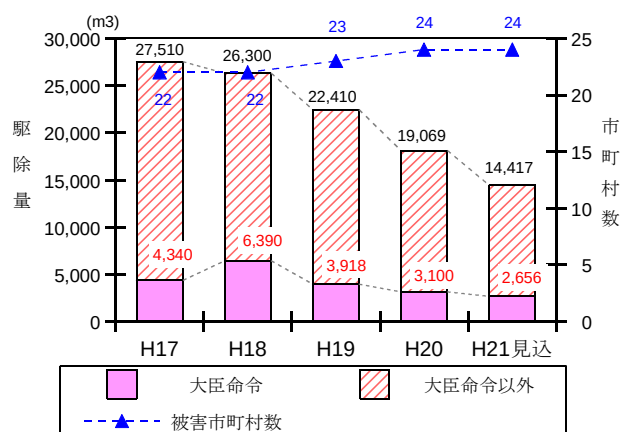
(1-1) 松くい虫被害・ナラ枯れ被害市町村



森林害虫駆除事業指定市町村(大臣命令)

指定 年度	市町村名	区域面積 (ha)	備 考
H17	能代市	565	
	八峰町	223	
	三種町	298	
	男鹿市	47	
	にかほ市	115	
H21	大館市	122	
	鹿角市	167	
	小坂町	8	未被害市町村
合 計		1,545	

(1-2) 松くい虫被害駆除量



(2) ナラ枯れ被害駆除量

年 度	被害市町村	被害量
H18	にかほ市	21本
H19	にかほ市	2本
H20	にかほ市、湯沢市	4本
H21	にかほ市、湯沢市 由利本荘市、東成瀬村 秋田市、男鹿市	349本
計	5 市 1 村	376本
H22	周辺市町村へ拡大 (秋田県予測)	1,700本

(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

Ⅳ－８ 地球温暖化防止に貢献する森林整備の促進について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

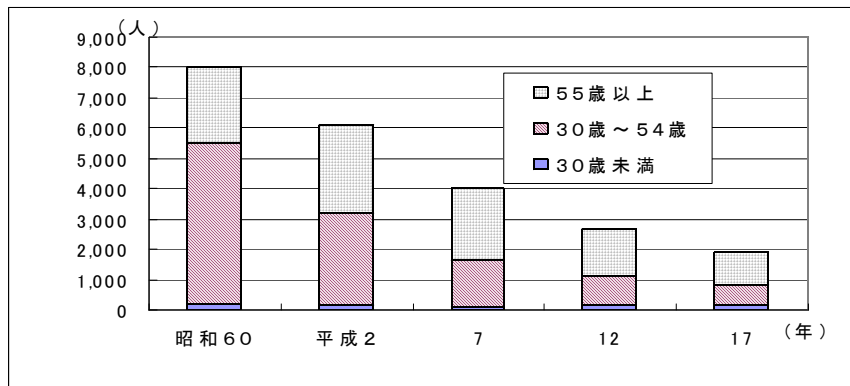
- (１) 国は、CO₂を２５％削減すると表明しているが、平成２５年度から始まる次期枠組みにおける、森林の吸収源としての位置づけを早期に明確にするとともに、林業事業体の雇用確保に繋がる整備計画量を示すこと。
- (２) 長伐期施業の推進等による高齢級間伐の増加に対応するため、造林公共事業における補助対象林齢を引き上げること。
- (３) 路網整備を促進するため、受益者の負担軽減に繋がる定額助成方式を経常的な対策として実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

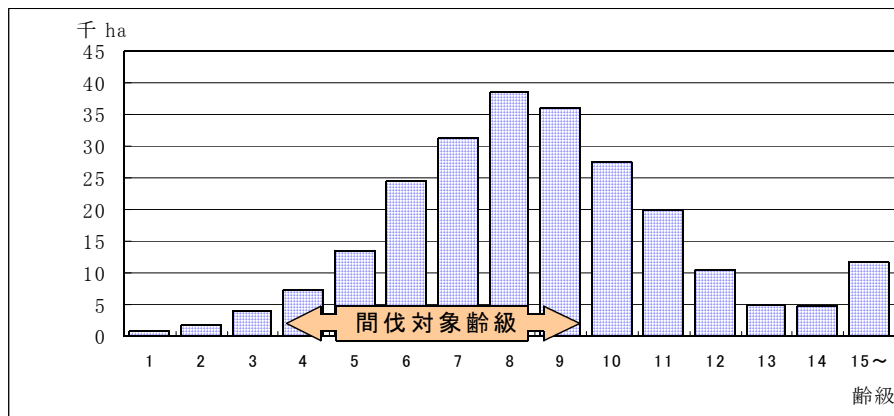
- (１) 森林はCO₂を吸収源として重要な役割を果たしており、地球温暖化防止の次期枠組みにおいても、現行枠組みと同様の方式で森林吸収源対策が取り扱われることが必要です。
また、次期枠組みに基づく森林整備計画量を早期に明らかにすることによって山村における雇用の安定的な確保、さらには山村地域の活性化につながるものと考えます。
- (２) 林業の採算性の悪化に伴い、林業経営の長伐期化が進んでおりますが、こうした状況に対応しつつ間伐を推進するためには、補助対象林齢を現行の４５年生から６０年生まで引き上げるなど高齢級間伐に対する支援措置を拡充する必要があります。
- (３) 平成２１年１２月２５日に公表された「森林・林業再生プラン」では、森林施業の低コスト化を図るため、今後１０年間でドイツ並みの路網密度を確保することや施業地の集約化を促進するとしております。
当県では、林道に比べて開設コストが安価な基幹作業道の開設比率を高めるなど、路網密度の確保に努めておりますが、受益者負担を伴うことが促進の障壁となっていることから、受益者負担の軽減に繋がる「森林整備加速化・林業再生事業」での定額助成方式を経常的な対策として実施していく必要があります。

(参考資料)

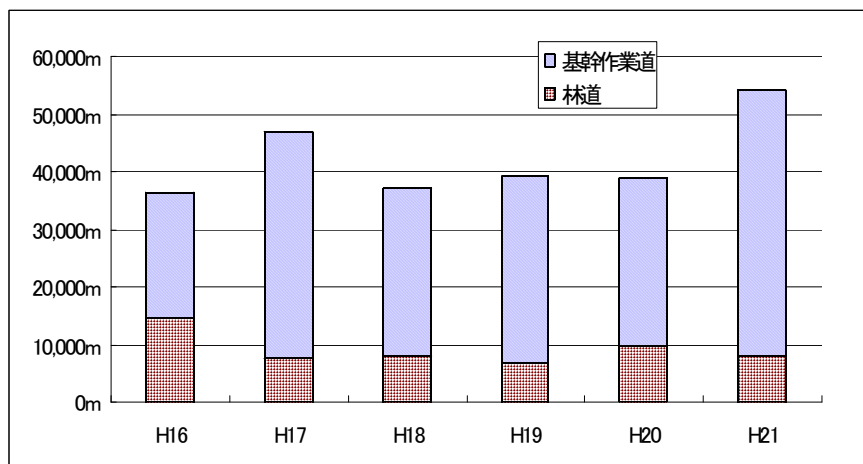
林業就業者数の推移



秋田県スギ人工林齢級構成



路網開設延長の推移



(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

Ⅳ－９ 地域材の利用拡大について

農林水産省農村振興局
農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

「森林・林業再生プラン」に掲げた国産材自給率５０％を達成するための政策を早期に創設するとともに、その対策の中に次の施策を盛り込むこと。

- （１） 川上から川下までの木材関連施策を一体的に実施できる「森林整備加速化・林業再生事業」を拡充・継続するとともに、製材工場の規模拡大や集成材等国産材への原料転換にともなう施設整備に対する補助要件を緩和すること。
- （２） 木造住宅等の建築への地域材の購入に対する助成制度を創設すること。
- （３） 林地残材を木質バイオマスとして有効に活用するため、間伐材等の搬出支援策を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県では、これまで造成してきた全国一のスギ人工林が収入間伐期を迎えつつあり、この豊富な森林資源の利用により、山村での就労の場の確保や地場産業である木材産業の振興が期待されています。

しかし、木材価格が低迷する中でスギ原木の安定供給を図るためには、川上から川下までの施策を地域の実情に応じて一体的に展開できる制度を拡充し、原木生産から製材までのトータルコストを低減することにより、その収益の森林所有者への還元を通じて、所有者の伐出意欲を喚起する必要があります。

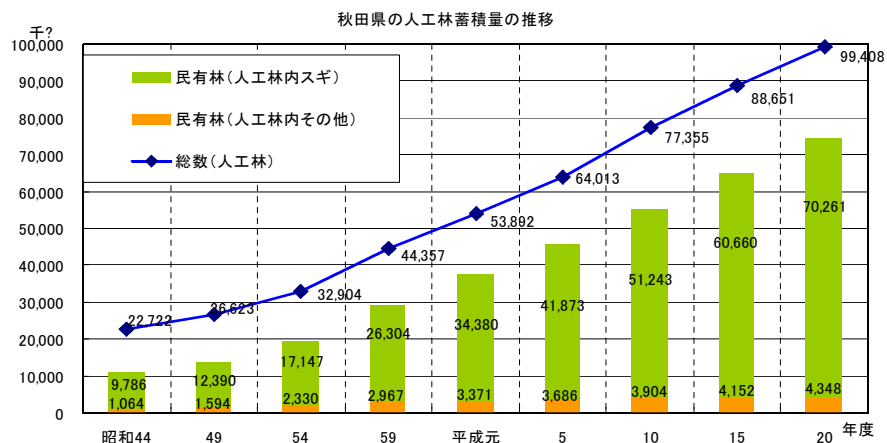
また、製材部門においては規模拡大による加工コストの低減を進めるためには、施設整備に対する現行支援策における補助上限枠の引き上げなど要件の緩和が必要です。

- （２） また当県では、これまで乾燥秋田スギ柱材プレゼントや乾燥秋田スギ梁桁材を使用したモデル住宅の建築などを通じ、「秋田スギの家」の普及に努めておりますが、国産材自給率の向上のためには、こうした取組を全国規模で展開することが必要です。

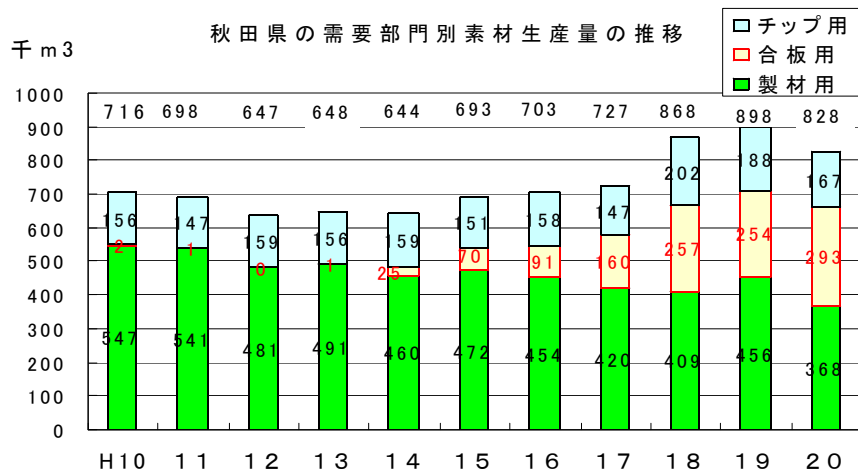
- (3) さらに、間伐等において集積・搬出コストが掛かり増しとなることから利用されない木材が多量に発生しており、この林地残材を木質バイオマスとして有効に活用し、二酸化炭素の排出削減を図るためにも、これらの搬出経費の支援が必要です。

【資料編】

1. 年々増加する民有林のスギ人工林資源量



2. 合板部門におけるスギ材への原料転換により増加基調で推移している素材生産量



3. 当県における、県産材を使用した住宅部材への県単独助成制度

事業内容	実施期間(年度)	助成戸数	備考
柱材のプレゼント	H14～H16	407戸	柱材90本/戸
内装材のプレゼント	H17～H19	332	内装材41m ² /戸
梁桁使用モデル住宅建築	H20～	46	40万円相当/戸

※いずれも乾燥秋田スギ柱材・内装材・梁桁材

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

Ⅳ－９ 地域材の利用拡大について

農林水産省農村振興局
農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

「森林・林業再生プラン」に掲げた国産材自給率５０％を達成するための政策を早期に創設するとともに、その対策の中に次の施策を盛り込むこと。

- （１） 川上から川下までの木材関連施策を一体的に実施できる「森林整備加速化・林業再生事業」を拡充・継続するとともに、製材工場の規模拡大や集成材等国産材への原料転換にともなう施設整備に対する補助要件を緩和すること。
- （２） 木造住宅等の建築への地域材の購入に対する助成制度を創設すること。
- （３） 林地残材を木質バイオマスとして有効に活用するため、間伐材等の搬出支援策を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県では、これまで造成してきた全国一のスギ人工林が収入間伐期を迎えつつあり、この豊富な森林資源の利用により、山村での就労の場の確保や地場産業である木材産業の振興が期待されています。

しかし、木材価格が低迷する中でスギ原木の安定供給を図るためには、川上から川下までの施策を地域の実情に応じて一体的に展開できる制度を拡充し、原木生産から製材までのトータルコストを低減することにより、その収益の森林所有者への還元を通じて、所有者の伐出意欲を喚起する必要があります。

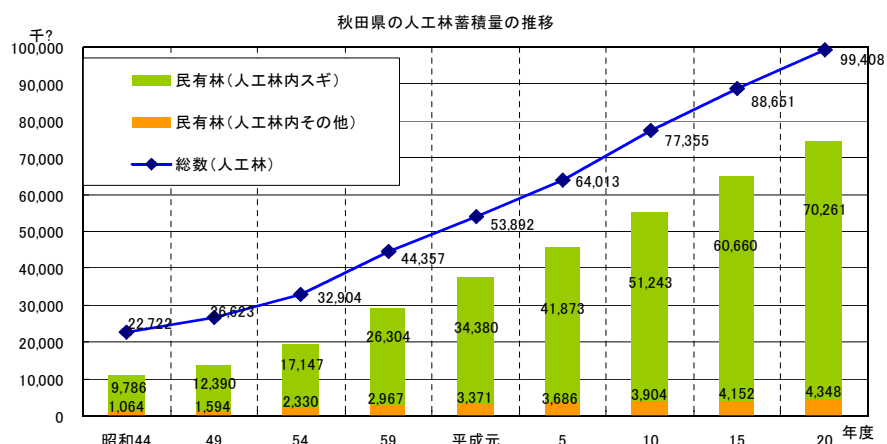
また、製材部門においては規模拡大による加工コストの低減を進めるためには、施設整備に対する現行支援策における補助上限枠の引き上げなど要件の緩和が必要です。

- （２） また当県では、これまで乾燥秋田スギ柱材プレゼントや乾燥秋田スギ梁桁材を使用したモデル住宅の建築などを通じ、「秋田スギの家」の普及に努めておりますが、国産材自給率の向上のためには、こうした取組を全国規模で展開することが必要です。

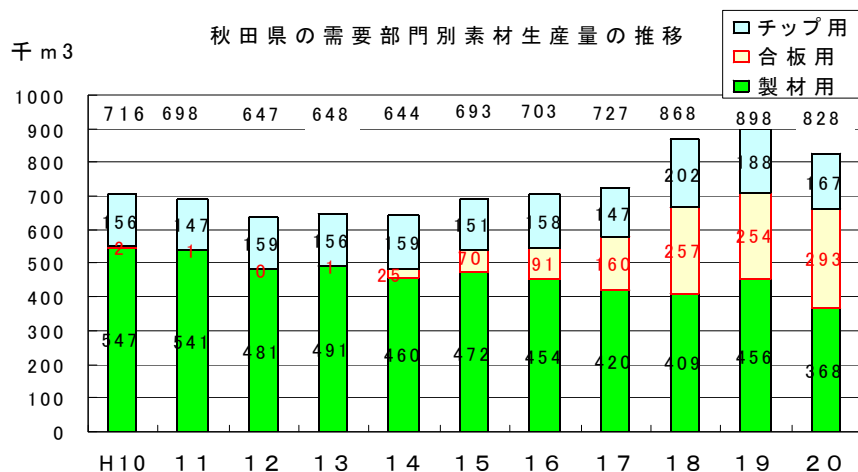
- (3) さらに、間伐等において集積・搬出コストが掛かり増しとなることから利用されない木材が多量に発生しており、この林地残材を木質バイオマスとして有効に活用し、二酸化炭素の排出削減を図るためにも、これらの搬出経費の支援が必要です。

【資料編】

1. 年々増加する民有林のスギ人工林資源量



2. 合板部門におけるスギ材への原料転換により増加基調で推移している素材生産量



3. 当県における、県産材を使用した住宅部材への県単独助成制度

事業内容	実施期間(年度)	助成戸数	備考
柱材のプレゼント	H14～H16	407戸	柱材90本/戸
内装材のプレゼント	H17～H19	332	内装材41m ² /戸
梁桁使用モデル住宅建築	H20～	46	40万円相当/戸

※いずれも乾燥秋田スギ柱材・内装材・梁桁材

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

V 少子化対策の充実

番号	内 容	頁
1	少子化対策の推進について（新規）	39
2	子ども・子育て支援施策の充実について	40
3	安心して出産できる環境づくりについて	42

V－1 少子化対策の推進について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- （１） 結婚対策として、国が、出会いの場づくりや職場・学校教育などの幅広い分野における結婚に結びつく取組等を推進するとともに、個人の意思を尊重しつつ、結婚や出産、子育ての意義・素晴らしさ等について、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、政策的に取り組むこと。
- （２） 子育て環境の充実のため、「安心こども基金」の期間延長と補助率の嵩上げ等を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県では、出生数が平成１６年以降連続して８，０００人を割り込むなど、少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いています。
このため、県政運営の指針となる「ふるさと秋田元気創造プラン」において、県民参加による脱少子化を重点目標と位置づけるとともに、「秋田の少子化対策“２０１０”」を策定し、総合的な少子化対策を推進しているところです。
- （２） 少子化対策の主な取組として、「あきた結婚支援センター」を開設し、出会いと結婚をサポートする取組を進めています。
また、「秋田県少子化対策基金」を造成し、民間の団体及び企業が行う子育て環境の整備、若者定着、結婚しやすい環境づくり等を支援する資金として活用を図っております。
- （３） しかしながら、県で実施できる施策・事業とその効果には限界があります。結婚への支援をはじめ、子ども・子育てへの支援は未来への投資であり、国の責任において積極的に進める必要があります。

（県担当課室名 企画振興部少子化対策局）

V-2 子ども・子育て支援施策の充実について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、保険局
健康局、社会・援護局

【提案・要望の内容】

- （１） 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築にあたっては、地方の意見を反映するとともに、国の責任において地方の財源を確保すること。
- （２） 医療保険制度において、自己負担をさらに軽減するとともに、対象の児童の年齢を引き上げること。
- （３） 母子寡婦福祉資金等の貸付支援において、父子家庭についても支援の対象とすること。
- （４） 乳幼児等の感染症予防のためのヒブワクチン等の安定供給を図るとともに予防接種法上の位置づけを検討すること。
- （５） 中軽度の聴覚障害を有する児童に対する補聴器購入費用について、財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県では、出生数が平成１６年以降連続して８，０００人を割り込むなど、少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いています。
このため、県政運営の指針となる「ふるさと秋田元気創造プラン」において、県民参加による脱少子化を重点目標と位置づけるとともに、「秋田の少子化対策“２０１０”」を策定し、総合的な少子化対策を推進しているところです。
- （２） 子育て家庭に対する経済的支援としては、保育料や乳幼児医療費に対する助成などを図り、子どもを生み育てやすい社会づくりを進めていますが、財政事情が一段と厳しさを増す中で、県の段階で実施できる施策・事業とその効果には限界があります。
- （３） 平成２２年度に創設された「子ども手当」は、地方と十分な協議が行われないままに実施となり、児童手当の枠組みが残ったことから暫定的な措置として地方負担が残ることとなり、財政運営が厳しい地方にとって懸念材料となっています。

- (4) 現在行われている幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築では、サービス給付等に係る国と地方の役割分担等の検討を併せて行うこととされていますが、子ども・子育てへの支援は、未来への投資であり、国の責任において積極的に進める必要があります。
- (5) システムの構築にあたっては、自治体の財政力に左右されることなく、全国どこでも一定水準のサービスを受けられるよう、地方の意見を反映するとともに、国と地方の新たな役割分担に応じ、国の責任において、地方の財源を確保することが必要です。
- (6) 本県が実施している母子・父子家庭実態調査結果では、父子家庭の雇用や収入状況は母子家庭と比較して高い水準にありますが、ここ数年の雇用情勢等の悪化により、父子家庭のなかにも厳しい状況に置かれている世帯が増えつつあり、母子寡婦福祉資金等の貸付支援の対象とする必要があります。
- (7) ヒブによる細菌性髄膜炎は生後3ヶ月から5歳までの子どもが罹患しやすく、罹患者のうち15%程度は、死亡したり後遺症が残る重篤な感染症です。平成20年12月から予防のためのヒブワクチンの接種が可能となりましたが、まだワクチン量が確保できず希望者が全員接種できない状況にあり、また接種費用も高額であることから、早期の安定供給を図りながら、ワクチンの予防接種法上の位置づけを検討する必要があります。
- (8) 聴覚に障害を有する児童が早期に補聴器を装用することは、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上に大きく寄与するものでありますが、中軽度の聴覚障害（聴力レベル30以上70デシベル未満）を有する児童に対しては、身体障害者手帳が交付されず、高額な補聴器を全額自己負担で購入している現状にあります。

このため、県では平成22年度から新たに、医師が装用を認めた中軽度の聴覚障害を有する児童に対して、補聴器の購入費用の3分の1を市町村を通じ助成することとしています。また、市町村も県と同額程度の助成措置を行っておりますが、国においても購入費用に対する財政支援を行う必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部長寿社会課、子育て支援課、健康推進課
企画振興部少子化対策局
教育庁幼保推進課)

V－3 安心して出産できる環境づくりについて

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

- (1) 妊婦健診について、国の責任において安定的な財政支援を実施するとともに、事業実施主体である市町村に財源措置を一本化するなど、簡潔で効率的な制度を確立すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、急速な少子化へ歯止めをかけることが県政の最重要課題であり、妊婦の健康の増進と安心して出産できる環境づくりのため、平成15年度から妊婦健診に要する費用等について市町村に対し助成するなど、市町村の妊婦健診事業の充実強化を図る各種施策を積極的に展開してまいりました。
- (2) 国においても、平成21年2月からは、都道府県に対する妊婦健康診査臨時特例交付金制度及び市町村に対する財政措置を講ずるなど、支援の充実が図られておりますが、平成22年度までの暫定的な措置であることから、平成23年度以降も国による安定的な財政支援を実施する必要があります。

また、国による支援について、事業実施主体である市町村に財政措置を一本化するなど、簡潔で効率的な制度を確立する必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課)

VI 地域医療対策の充実

番号	内 容	頁
1	医師確保について	43
2	公的病院に対する財政措置の拡充について	45
3	がん対策の推進について	46
4	新型インフルエンザ対策について	48
5	特定疾患治療研究事業の対象疾患の拡大及び県の超過負担の解消について	49

Ⅵ－１ 医師確保について

厚生労働省医政局

文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

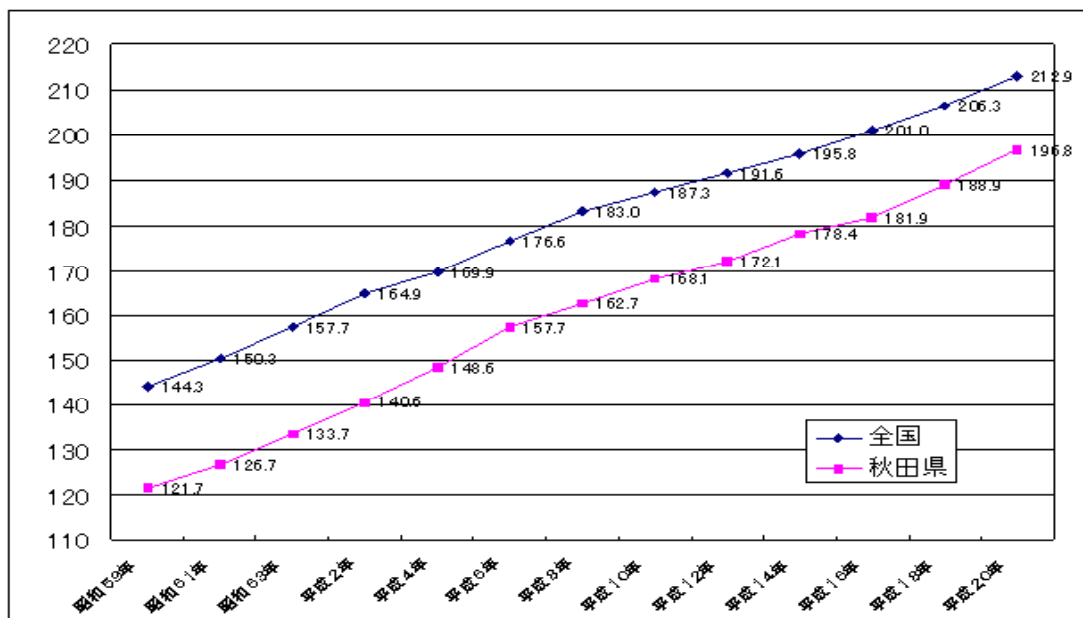
- (１) 国において、診療科毎の必要医師数を把握し、産婦人科や小児科等診療科別の医学部入学定員の設定を行うなど、計画的な専門医の養成を図ること。
- (２) 病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域での診療経験を付加することや、臨床研修修了後の過疎地勤務を義務づけるなど、医師の地域的な偏在や診療科偏在の解消に向けた制度を構築すること。
- (３) 医師の養成・確保について、国の責務として地方に財政負担を強いることがないように、十分な財政措置を講ずること。
- (４) 無過失補償制度について、産科以外の診療科についても制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

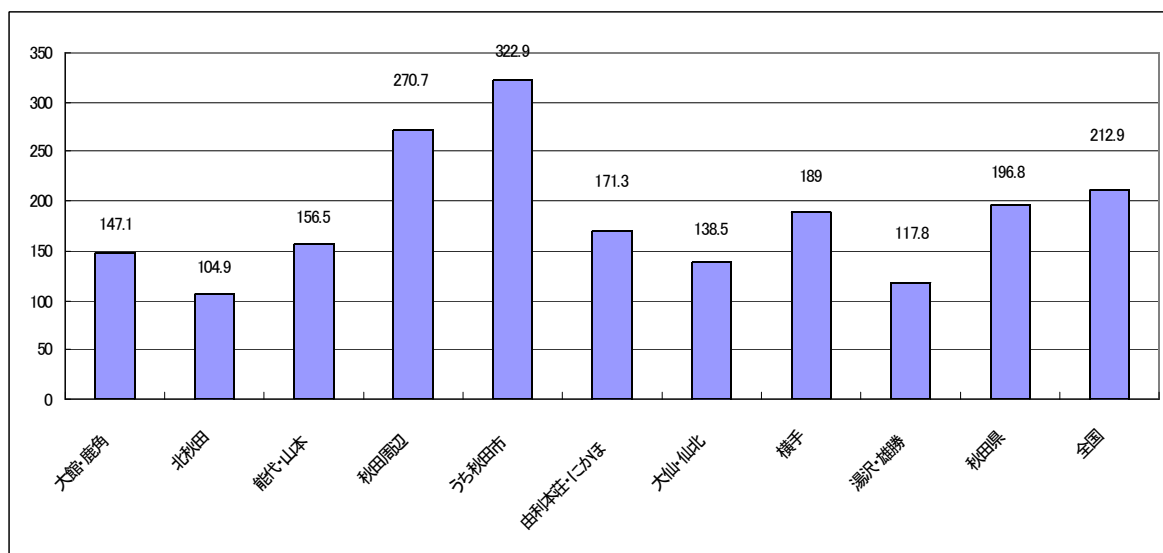
- (１) 当県では、地域医療を取り巻く環境がさらに深刻化しており、医師不足は、産婦人科、小児科等にとどまらず、各診療科にわたり勤務医が不足している状況にあります。
- (２) 医師の都市部への偏在が顕著となっている一方で、地域の中核的な病院においては、診療制限や入院病床の縮小などの措置がとられるなど、医師不足がさらに深刻化しています。
- (３) 「新医師確保総合対策」以降、医学部の定数増にあたっては、地方が奨学金を設定することが条件となっており、本県においては、平成２１年度に医学生等に対する奨学金として１８２百万円を支出し、ピーク時の平成２７年度では４５８百万円が見込まれるほか、臨床研修医の確保、大学への寄附講座の設置など、医師の養成・確保については、長期にわたり多大な財政負担が生じます。
- (４) 無過失補償制度として、平成２１年に産科医療補償制度が創設されましたが、それ以外の診療科においても不可抗力による医療事故・医事紛争の

リスクが高いことが原因で医師不足が生じていることから、制度を拡大していく必要があります。

〔人口10万人対医療施設従事医師数の年次推移〕



〔二次医療圏別10万人対医療施設従事医師数（平成20年）〕



（県担当課室名 健康福祉部医務薬事課医師確保対策室）

Ⅵ－２ 公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

- (１) 公立病院を設置している市町村が、不採算地区病院及び救急医療、周産期医療、小児医療等の機能を提供している公的病院に対して助成をした場合についても、特別交付税措置の対象とすること。
- (２) 二次医療圏における中核病院として位置づけられている公的病院について、公立病院と同等の支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 公的病院に対する国の財政措置（特別交付税）については、公立病院を設置していない市町村が、不採算地区病院及び救急医療、周産期医療、小児医療等の機能を提供している公的病院を助成した場合が対象とされており、公立病院を設置している場合は対象外となっています。
- (２) また、公立病院には、病床数に応じた財政措置（普通交付税）が行われていますが、公的病院については、病床数が多く地域の中核病院であっても対象外となっています。
- (３) 当県では、公的病院である厚生連病院が二次医療圏の中核的医療機関の役割を担っていますが、医療制度改革等により厳しい経営を強いられ、地域医療を担う役割を十分に果たすことが困難な状況にあることから、県及び市町村による支援を実施しており、多大な財政負担となっています。

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

Ⅵ－３ がん対策の推進について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

- (１) がん検診の受診機会の拡大、精度管理の向上及び自己負担の軽減に向け、地方公共団体が独自に取り組んでいる受診促進策や未受診者への受診勧奨策に対し、十分な財政支援を講じること。
- (２) ＨＰＶワクチンについて早急に公衆衛生的な評価を行い、予防接種法上の位置づけについて検討すること。
- (３) がん登録の全国的な実施に向けた制度の確立と、十分な財源の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) がんは、当県における死因の第一位で、年間４千人近くの方が亡くなっており、その死亡率は平成９年以降連続して、全国で最も高い状況にあります。
- (２) こうした状況を踏まえ、当県では、がんの予防から、早期発見、医療、緩和ケアに至る施策を一元的に進めていくため、本年度新たに「がん対策推進チーム」を設置し、総合的ながん対策の推進に向けた体制整備を図ったところです。
- (３) 当県の平成２０年度の市町村におけるがん検診受診率については、肺がん２６．０％、大腸がん２６．９％、子宮がん２６．５％、乳がん２２．７％、胃がん１６．５％と全ての部位で全国平均を上回っていますが、「秋田県がん対策推進計画」に掲げる、「受診率５０％以上」の目標を達成するには、更なる取組が強く求められます。

- (4) 国の基準では20歳以上の女性を対象として2年に1回実施することとされている子宮がん検診について、当県では、若年者のがん予防対策として、20歳から39歳までの女性が毎年受診できるよう、県単独事業で市町村に対して助成しています。
- (5) HPVワクチンは、子宮頸がんの発生を抑制し、がんの予防にとって有効な手法であるとの期待が高まっており、当県においても複数の市町村が公費助成を始めています。
- (6) 適切ながん対策を進めるためには、がんの罹患状況等を正確に把握することが重要であり、がん登録を全国的に推進する必要があります。そのため、がん登録の全都道府県における実施に向けた制度の確立や十分な財源の確保を図る必要があります。

Ⅵ－４ 新型インフルエンザ対策について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

- (１) 市町村など公共機関が医療機関以外の場所に設置、運営する発熱外来に対する助成制度や、医療従事者の二次感染に対する補償制度を創設すること。
- (２) タミフル以外の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を促進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県では、昨年度市町村が設置、運営する発熱外来に対して、地域の医療体制を維持するため緊急的な財政支援を実施しました。
国においても、県または市町村が発熱外来の設置、運営を安定的に実施できるよう助成制度を創設する必要があります。
- (２) 強毒性インフルエンザ発生時に、発熱外来や入院を受け入れる医療機関の医療従事者を確保するためには、医療従事者に対する補償制度を創設する必要があります。
- (３) 現在行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄は、大部分がタミフルとなっていますが、タミフルは、Ａソ連型ウイルスが耐性を獲得しているほか、新型インフルエンザウイルスにおいても耐性を獲得している可能性が出てきている状況であることから、タミフル以外の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課)

Ⅵ－５ 特定疾患治療研究事業の対象疾患の拡大及び県の超過負担の解消について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

- (１) 胆道閉鎖症などの公費負担制度から除かれている疾患について、患者が安心して継続的に治療が受けられるよう特定疾患治療研究事業の対象疾患を拡大すること。
- (２) 県の負担超過となっている特定疾患治療研究事業費について、国が定めている負担割合を維持できるよう、必要な財源を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患のうち、特定疾患治療研究事業の対象となっていない胆道閉鎖症などの疾患については、20歳を超えた時点から医療費の自己負担が大きくなります。このため、患者が安心して治療を継続するためには、特定疾患治療研究事業の対象として認定する必要があります。
- (２) 国が定める特定疾患治療研究事業費の補助率は、国及び県がそれぞれ2分の1となっていますが、平成13年度以降、国庫負担額が減少し続けています。このため、県の超過負担額が大幅に増加しており、平成21年度は実質的な国・県の負担割合は、国4分の1、県4分の3となっています。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課)

Ⅶ 男女共同参画の推進

番号	内 容	頁
1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進について （新規）	50

Ⅶ－１ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） の推進について

内閣府仕事と生活の調和推進室

厚生労働省職業安定局、雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

男性も女性も仕事と生活の両立ができるよう、次の項目に配慮すること。

- (１) マスメディアを活用してワーク・ライフ・バランスのより一層の普及啓発を図り、とりわけ男性の家事・育児参加を促進するための実効ある施策を講ずること。
- (２) 男性の育児休業や育児短時間勤務期間中の経済的支援を充実するとともに、男性の育児休業等に積極的な企業等に対して優遇制度を導入すること。
- (３) 企業の次世代育成支援への取組を一層促進するため、「一般事業主行動計画」の目標達成企業に対する法人税の減免措置などの優遇制度を導入すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

男性の家事・育児参加が低い家庭ほど第２子の出生割合が低いという現状から、男性の家事・育児参加の推進が少子化対策の鍵になっています。

当県では、県と県内事業所との「男女イキイキ職場協定」等でワーク・ライフ・バランスの普及に努めるとともに、「お父さんも育休促進事業」等による経済支援で男性の家事・育児参加を進めていますが、より一層推進するためには、幅広い層に向けてワーク・ライフ・バランスを強力にＰＲするとともに、男性育児休業取得者への育児休業給付金の引き上げなど、国による誘導策が必要と考えます。

また、当県では両立支援促進員を配置して、一般事業主行動計画の策定とその実践を支援するなどの環境づくりを進め、より育児休業を取得しやすい職場づくりなど、子育てと仕事の両立が可能となる職場づくりを目指しています。

(県担当課室名 生活環境部男女共同参画課
企画振興部少子化対策局)

VIII I T ・ 科学技術の推進

番号	内 容	頁
1	地域における科学技術振興施策の推進について	51
2	地上デジタルテレビ放送視聴への支援について	53

Ⅷ－１ 地域における科学技術振興施策の推進について

文部科学省科学技術・学術政策局、研究振興局
経済産業省産業技術環境局

【提案・要望の内容】

地域の特性を生かした研究開発や産学官連携のコーディネート機能の強化などに対する財政支援を充実させること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

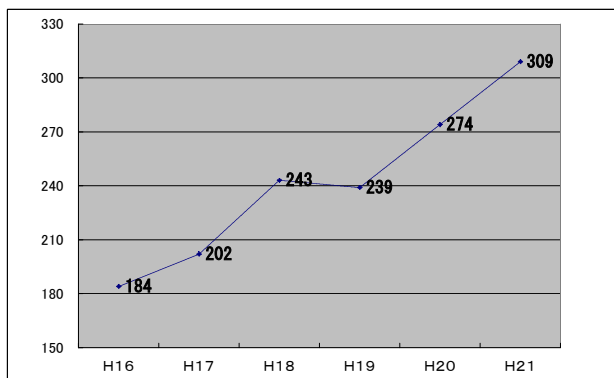
当県では、技術立県を目指し、産学官が一体となり、輸送機部品や医療機器の製造に対する重点的な支援、リサイクル技術の活用や新エネルギーの導入など、産業の活性化に向けた取組を積極的に行っています。

しかし、世界的な経済不況の中で、当県の経済・雇用状況は更に厳しく、産業集積も進んでいない状況にあります。

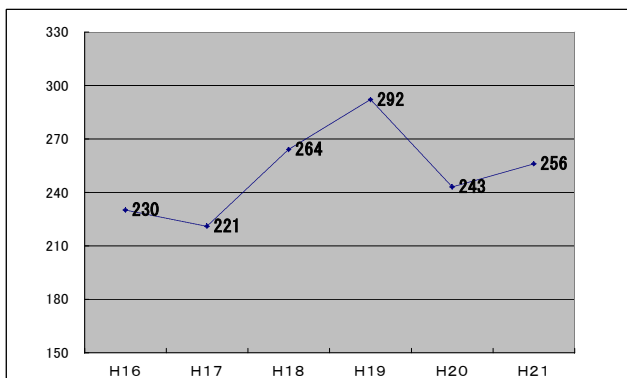
地域資源を活用した研究開発を促進し、県内の産業振興を図るためには、地域の実情に合わせた利便性のよい競争的研究開発資金を充実させるとともに、国や地方公共団体が地域で展開している産学官連携コーディネータの増員や、県内企業による競争的研究開発資金の獲得を支援するコーディネート活動への助成など、新事業・新産業が持続的に創出される環境を整備する必要があります。

（参 考）

○県内の大学・公設試験研究機関等
における共同研究件数



○県内の大学等における競争的研究資金
獲得件数



○産業活性化に向けた取組

事業名	事業内容
環境調和型産業集積支援事業	リサイクル等の環境ビジネス、有価原料・産業廃棄物・一般廃棄物のリサイクルシステムなど新規性のある先導的な技術開発への支援
重点分野研究開発プロジェクト事業	精密加工・ナノテクノロジー分野、ライフサイエンス分野、環境・新エネルギー分野における研究開発
医工連携推進事業	臨床ニーズと企業の技術シーズのマッチングによる研究開発の推進、医療機器産業の振興
自動車関連産業振興に関する取組	自動車関連企業、大学、支援機関等の連携・協働による生産技術向上、人材育成の支援、自動車関連産業の振興
航空機産業の育成に関する取組	輸送機コンソーシアムによる情報提供、受注補助、人材育成等の推進、新素材技術の開発

○共同研究の事例

事例	事業内容
小型遺伝子検査装置	蛍光シクロデキストリンと電磁界制御技術を用いた小型で迅速高感度なDNA解析装置の開発
顎口腔手術用人体モデル	光造形を活用した手術計画作成用人体モデルの開発
倒立顕微鏡用精密ステージ	ハニカムアクチュエータを用いた変位量の大きい精密XYステージの開発
超硬工具用セラミックス材	希少金属を使用しない超硬・耐摩耗性セラミックス材の開発
新規機能性食品・飲料	発芽玄米などから抽出されるGABAを活用した新規機能性食品・飲料の開発

(県担当課室名 企画振興部学術国際局学術振興課
産業労働部地域産業振興課)

Ⅷ－２ 地上デジタルテレビ放送視聴への支援について

総務省情報流通行政局

【提案・要望の内容】

- (１) 地上デジタル放送の難視聴対策については、難視聴地域の取り残しが発生しないよう、全世帯の受信対策終了まで、共聴施設改修などへの支援を継続するとともに、いっそうの支援拡充を図ること。
- (２) 高齢者ほか技術的支援を必要とする者に対し、引き続き「テレビ受信者支援センター（デジサポ）」による支援を行うとともに、受信機器無償給付の対象を、年金収入のみの高齢者世帯まで拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 平成２３年７月のアナログ放送終了に間に合わせるべく、既存共聴施設のデジタル化改修および新たな難視聴地域における共聴施設新設などの対策が進められています。これらの対策は本来、国と放送事業者の責任で行うべきものであるところを、市町村と共聴組合が国の補助事業やＮＨＫの助成制度を活用して施設整備するなど、関係組織が連携して進めているところです。また、本県では独自に共聴施設の新設・改修に対する支援を始めたところです。

条件がより厳しい地域では、対策がアナログ停波までに完了しないことも予想されております。暫定的な衛星利用による難視聴対策が準備されていますが、放送内容が東京キー局の内容を標準品質で送信するなど限定的な内容になっているうえ、５年間の期間限定であるなど、引き続き早急な地上系放送基盤による視聴への切り替えが求められることとなります。

全国のほとんどの地域でデジタル移行が完了した後であっても、こうした地域への支援を後退させず、対策がいっそう加速するよう支援を拡充することが必要です。

- (２) デジタル化への対応で特に技術的な支援が必要となる高齢者世帯や視覚障害者などに対しては、現在、デジサポが戸別訪問を行っているところです。来年度中に行われるアナログ停波の後も、全ての世帯で対策が行われるまでの当面の期間は、デジサポによる技術支援の継続が必要です。

また、経済的弱者への支援として行われている受信機器無償給付について、年金収入のみとする高齢者世帯に対しても拡大することが必要です。

(県担当課室名 企画振興部情報企画課)

Ⅸ 教育の充実

番号	内 容	頁
1	地方の国公立大学の安定的な運営の維持について	54
2	公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について	55
3	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について	57

Ⅸ－１ 地方の国公立大学の安定的な運営の維持について

総務省自治財政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

- （１） 公立大学に関する地方交付税措置については、安定的な大学運営費用の確保のため、学生一人当たりの交付税単価を引き上げること。
- （２） 地方の国立大学法人に対する運営費交付金については、各大学が安定した財政基盤を将来にわたり維持できるよう措置すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

当県のように大学が少ない地域においては、国公立大学は高等教育機関の中核的な役割を担っているほか、医師の確保や産業の振興に大きな役割を果たしています。

地方の国公立大学が、引き続き人材を育成するとともに、産業、芸術・文化、地域医療など多様な分野において地域に貢献し、知の拠点として中核的な役割を担っていくためには、財政面での支援が必要です。

- （１） 公立大学については、地方交付税の基準財政需要額の単位費用に学生一人あたりの単価が設定される形で交付税措置がされておりますが、その平成２１年度の単価は、平成１６年度と比較して５年間で３２．０％の減となっております。これは、交付税全体の減少率６．５％と比べ極めて大きなものとなっております、公立大学への単価基準を大幅に増額する必要があります。
- （２） 平成２３年度からの国立大学法人運営費交付金の配分方法の見直しに当たっては、地方の国立大学法人が安定的な運営を維持できるよう、配慮する必要があります。

（県担当課室名 企画振興部学術国際局学術振興課）

Ⅸ－２ 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (１) 児童生徒の「生きる力」を育成し、多様な個性を伸ばすとともに、学校現場教師の負担軽減のため、公立義務教育諸学校教職員定数の改善を行うとともに、県が独自に措置している教職員定数について、指導方法工夫改善加配の対象にすること。
- (２) 市町村合併に伴う学校統廃合に係る市町村合併支援加配措置について、弾力的な運用を図ること。
- (３) 養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員定数について、総額裁量制の中で、非常勤講師等への換算・配置を可能とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 国の平成１８年７月の調査によると、学校現場における多忙化の実態は、１日の平均残業時間が中学校教職員で２時間２６分、小学校教職員で１時間４９分に上るなど深刻です。

当県では、会議・研修の見直しや調査物の削減など多忙化防止に努めていますが、教師が子どもたちと向き合う時間を確保するためにも定数改善を図る必要があります。

また、平成１９年より行われた「全国学力・学習状況調査」において、当県は３年連続で小学校・中学校ともに全国トップクラスの成績を収めました。これは、平成１３年度から全国に先駆けて実施している小１・２年の３０人程度学級編制（平成１４年度からは中１にも拡大）や、その他の学年及び高校での少人数学習への積極的な取組の成果の一つと考えています。

これらの課題と成果を踏まえ、県や市町村は学力の維持とさらなる向上のため、これまで以上にきめ細やかな指導を行っていくことが必要です。

- (2) 当県は少子化の進行（平成7年以来15年連続出生率全国最下位）や市町村合併に伴う学校統廃合が進み、教職員定数の激減による影響が懸念されています。

市町村合併に伴う学校の統廃合については、児童生徒の教育環境の激変を緩和するために教職員の加配措置があり、その申請条件として市町村建設計画に具体的な校名が特定できる記載が必要とされています。

しかし、学校は地域のコミュニティの核ともなっていることから、その統廃合については、合併後の市町村の住民が時間をかけて検討すべきものです。

このため、市町村建設計画に記載しているか否かを問わず、市町村合併に伴う学校統廃合については合併支援加配を認めることが必要と考えます。

- (3) 養護教諭、事務職員については、都市部の比較的規模の大きい小・中学校と農村部の小規模校とで、配置が同じ1名という状況であり、子どもたちの心身の健康に関する指導・支援及び会計処理などに伴う教職員の負担などの格差を是正する必要があります。

当県においては、特に事務職員について、学校事務センター化による非常勤職員配置により、その是正を図っておりますが、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村からその配置を求められています。

このため、非常勤講師に換算の認められている教頭及び教諭などの定数について、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員にも適用を拡大し、総額裁量制をより効果あるものとする必要があります。

Ⅸ－３ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について

文化庁文化財部

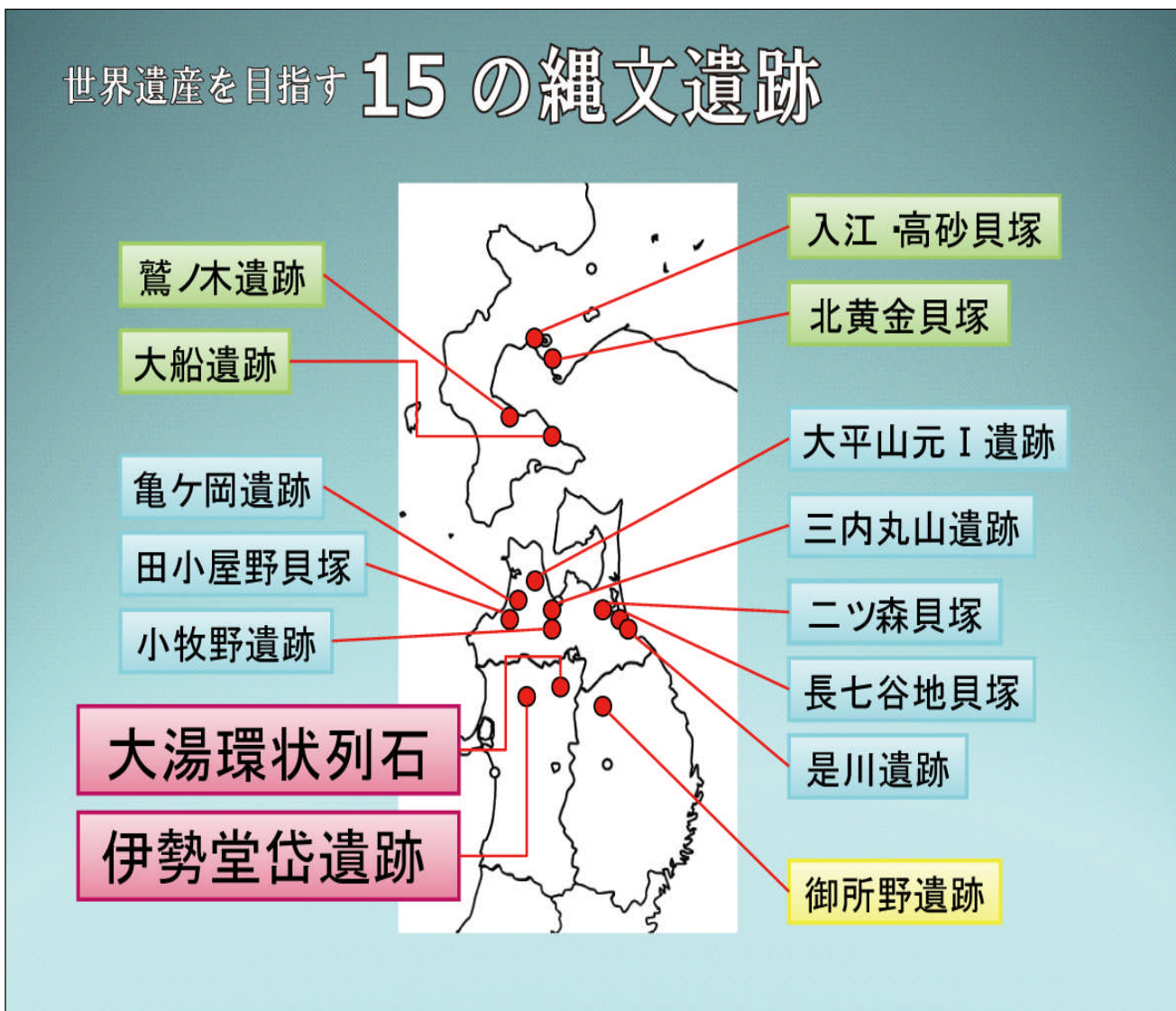
【提案・要望の内容】

- (１) 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録について、平成２５年を目標としている国から世界遺産委員会への推薦について推薦書の作成を支援し、また優先的に提出すること。
- (２) 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた国際的合意形成及び国内気運の醸成に向けた情報発信等の事業を国庫補助事業の対象に含めるなど、世界遺産登録の推進について支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」は、北海道・北東北地域に所在する、縄文時代を代表する１５の遺跡から構成されており、当県からは、特別史跡大湯環状列石と史跡伊勢堂岱遺跡が含まれています。
「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」について推薦書作成の準備を進め、概ねの目安として、平成２５年度の国から世界遺産委員会への推薦、平成２７年度の世界遺産委員会での審議・登録実現を目指しています。
- (２) 登録推進に当たっては、当県をはじめ、北海道、青森県、岩手県の４道県が共同して事業を進めていく協定を締結し、推薦書の作成等を行うほか、縄文遺跡群に関し、国外から専門家を招聘してのシンポジウムや出土品の展示会を開催するなど、遺跡群の価値や魅力などを広く国内外に普及啓発し、国際的な合意を形成するための情報発信事業を推進していきます。

■ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成遺跡位置図



■ 秋田県の2遺跡の概要

国指定特別史跡	大湯環状列石(鹿角市)
米代川支流の大湯川左岸の舌状台地上に立地する、縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径45m以上の万座・野中堂の二つの環状列石を主体とする我が国を代表する遺跡で、200年以上にわたって作り続けられた縄文人の壮大な記念物である。環状列石の周囲には、掘立柱建物跡・土抗・貯蔵穴などが列石を取り囲むように同心円状に分布する。環状列石は、先祖を祀る墓の集合体であり、これを中心に自然に対して畏敬の念を表す儀式も行われていたと考えられ、縄文人の葬送儀礼、祈りとまつりなどを考える上で重要である。	



国指定史跡	伊勢堂岱遺跡(北秋田市)
米代川中流域の左岸の河岸段丘上に立地する、縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径30m以上の4つの環状列石を主体とする大規模な祭祀の場と考えられ、環状列石の石組みには、他の環状列石と同様のものもあり、北海道・北東北地域での交流の姿を示している。環状列石周辺からは、土抗墓・配石遺構・掘立柱建物跡・溝状遺構などが確認されている。縄文時代の祈りとまつりなどを考える上で重要である。	



X 公共基盤整備の着実な促進

番号	内 容	頁
1	持続的成長が可能な地域社会形成に向けた公共基盤の整備について	59
2	環日本海地域との物流・交流を支える秋田港の整備促進について	61
3	地方の自立と発展を支える高速道路ネットワークのミッシングリンク解消について	63
4	産業・生活を支える国道7号の整備促進について (下浜道路・秋田南バイパス)	65
5	地方における航空ネットワークの維持について（新規）	67
6	生産基盤の確保等に向けたダム建設事業の促進について	69
7	安全・安心の確保に向けた河川改修事業の促進について	71
8	県民の生命・財産を守る砂防事業等の促進について	73
9	海岸浸食対策事業等の促進について	75
10	地域再生・都市再生に向けたまちづくり関連事業等の促進について	77
11	生活排水処理事業」に関する交付金の一元化と制度の拡充について（新規）	79
12	地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バスへの支援制度について	81
13	直轄事業にかかる利水者負担金等の取扱いについて（新規）	83

X－１ 持続的成長が可能な地域社会形成に向けた公共基盤の整備について

内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

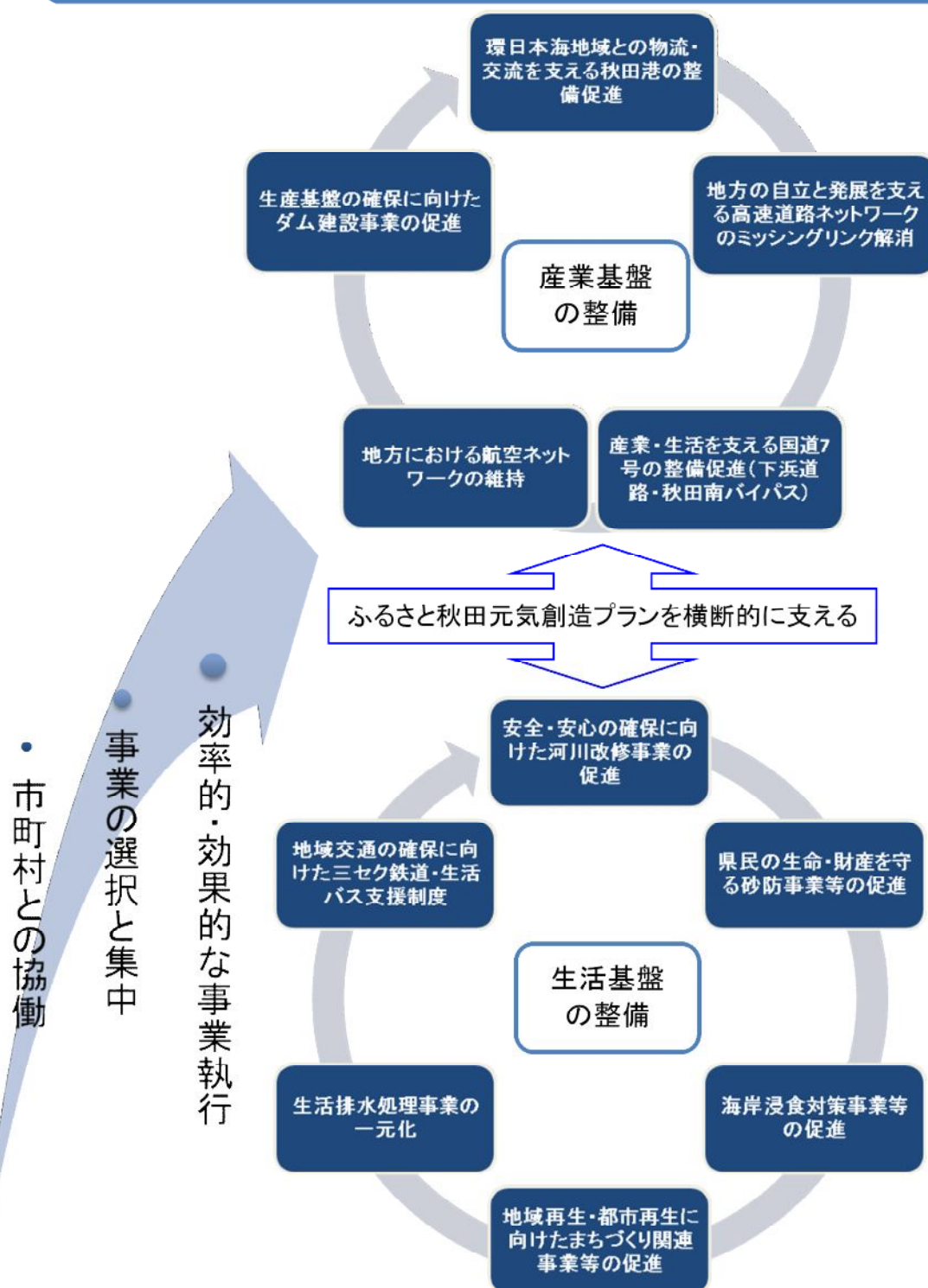
【提案・要望の内容】

- (１) 持続的成長が可能な地域社会の形成に向け、地域における産業集積の形成や活性化、安全で安心な生活空間の確保等につながる「産業基盤」及び「生活基盤」の整備促進を図ること。
- (２) 「産業基盤」の整備にあたっては、環日本海地域との物流・交流を支える「物流拠点」としての秋田港の整備促進や、「物流ネットワーク」としての高速道路網のミッシングリンク解消等を図ること。
- (３) 「生活基盤」の整備にあたっては、過疎地域を中心とする人口減少や高齢化による生活扶助機能の低下に対応し、県民生活の安全・安心を確保するため、都市河川新城川等の河川改修事業等の促進や地域交通の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 平成２２年度政府予算は、国土交通省関係の公共事業関係費が、事業費ベースで前年度比マイナス１７．５％と大幅な減額となっています。
- (２) 当県では、社会保障費の自然増など、今後も厳しい財政運営が予想される中で、事業の選択と集中を進めてまいります。
- (３) 一方で、地方自治体には、地域の経済と安全・安心な県民生活を守る責務があります。
- (４) そのため、地域経済の発展や県民生活の安全確保につながる公共基盤については、施設の維持管理をはじめ市町村との協働化を進めるなど、効率的で効果的な公共基盤の整備を推進します。

持続的成長が可能な地域社会形成に向けた公共基盤の整備



(県担当課室名 建設交通部建設交通政策課)

X－2 環日本海地域との物流・交流を支える秋田港の整備促進について【産業基盤－１】

国土交通省港湾局

【提案・要望の内容】

- (１) 環日本海地域との短絡航路となる秋田港は、日本海側の国際物流において、地政学的拠点性を有していることから、重点港湾（仮称）、日本海拠点港湾（仮称）への選定と整備促進を図ること。
- (２) 秋田港は、環日本海シーアンドレール構想の実現に向け、地元民間団体と行政が一体となって積極的に取り組んでいることから、平成２３年度供用を目指し、県で実施している国際コンテナターミナル整備等、港湾機能強化の早期実現に向けた支援を図ること。
- (３) 通年で安定した船舶の入港・停泊を可能とする、港内静穏度のさらなる向上を図るため、国直轄事業による外郭施設等の整備促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 現在、国においては、直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、「重点港湾（仮称）」及び「日本海拠点港湾（仮称）」の選定を行うこととしておりますが、秋田港は、成長を続ける東アジア・中国・ロシアとの貿易において地理的優位性があるほか、地政学的拠点として沿海州と歴史的な交流実績を有しております。
- (２) 本県とロシア沿海地方政府は、平成２２年３月、両自治体間の経済を中心に学術、教育など幅広い分野で協力関係の拡大を目指す包括協定を締結しており、「環日本海シーアンドレール構想」の実現を念頭に、両地域の海上・鉄道輸送網の発展に向け、共に努力することで合意しております。
- (３) 「環日本海シーアンドレール構想」の実現に向けた取組の一環として、平成２１年度に貨物需要の掘り起こしと本格実施に向けた課題・対応策を明らかにするため、実貨物輸送を行うパイロット事業を実施し、良好な結果を得ております。

秋田港の整備促進



X－3 地方の自立と発展を支える高速道路ネットワーク のミッシングリンク解消について

【産業基盤－２】

国土交通省道路局

【提案・要望の内容】

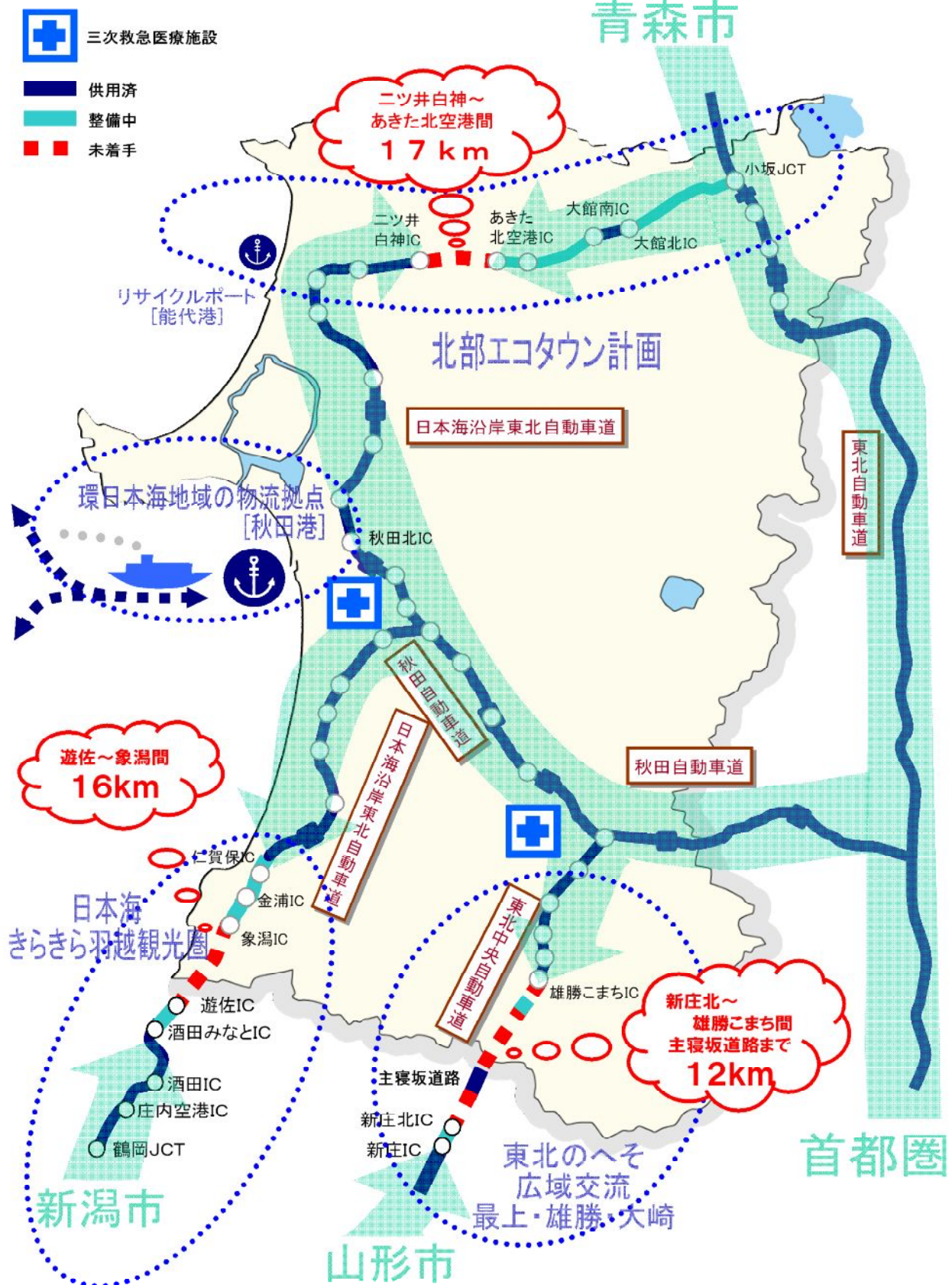
- (１) 高速道路ネットワークは企業立地や観光振興など、地方の自立と発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成すること。
- (２) 事業未着手区間である日本海沿岸東北自動車道「二ツ井白神～あきた北空港間」及び「遊佐～象潟間」並びに東北中央自動車道「新庄北～雄勝こまち間」について、社会資本整備審議会で整備手法を明確にするとともに、早期に事業化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県の成長力・競争力強化を図っていくためには、急速な経済成長を遂げる環日本海地域との物流・交流の連携強化が必要なことから、本県が有する「安全・安心な農産物」、「高度なリサイクル技術」、「電子産業の集積」や、「東北道を軸とした自動車産業の集積」など、豊富な地域資源と物流拠点を結ぶ道路ネットワークが必要です。
- (２) 自動車の貨物輸送分担率は、全国で約８９％と物流の多くを担っていることから、高速道路ネットワークの早期完成による更なる物流の効率化が求められています。
- (３) 秋田自動車道が東北自動車道に接続した平成９年７月以降、秋田県工業団地への進出企業の約８割が高速ＩＣ周辺に立地しており、高速道路網の整備は企業立地や雇用の創出など、産業・経済の発展に大きく寄与しています。
- (４) 傷病者の救命率向上には、第三次救急医療施設への搬送時間の短縮が必要であることから、速達性や走行性に優れた高規格幹線道路の早期整備による救急医療体制の充実が求められています。
- (５) 県内の高速道路は、秋田自動車道が東北自動車道に接続しているほかは全て県内で止まっており、災害時における隣県との広域防災ネットワークなど広域的な連携や交流の妨げとなっています。

秋田県高規格幹線道路網図

平成22年4月



(県担当課室名 建設交通部道路課)

X-4 産業・生活を支える国道7号の整備促進について (下浜道路・秋田南バイパス)【産業基盤-3】

国土交通省道路局

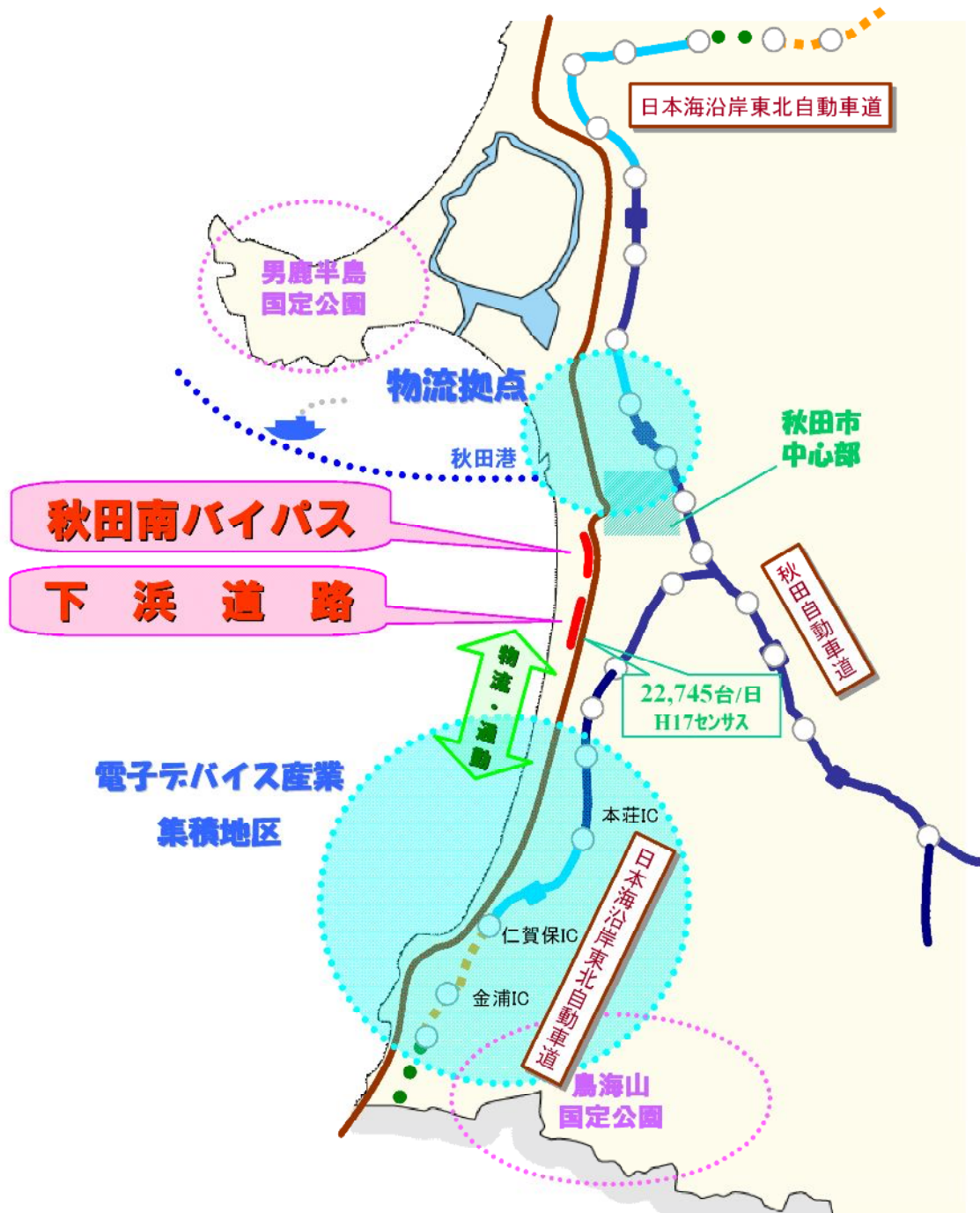
【提案・要望の内容】

秋田市周辺における交通の円滑化を図るため、国道7号下浜道路と秋田南バイパスの整備促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国道7号の沿線には、本県の製造品出荷額の約8割を占める電子デバイス産業が集積しており、国道7号は産業拠点と物流拠点の秋田港などを結ぶ広域物流ルートを形成しております。
- (2) 国道7号は、県南部から秋田市中心部に直結する最短の幹線ルートであるにもかかわらず、下浜地区は1日2万台以上の交通量が、片側1車線の狭隘な区間を通過しており、慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生している状況にあります。
また、歩道が未整備の区間もあり、通学時などの住民の安全・安心が十分に確保されていない状況にあります。
- (3) 下浜道路事業区間では、通過交通と域内交通による渋滞が慢性的に発生するため、県内の主要観光地である男鹿半島と鳥海地域等の内陸部の観光地へのアクセス道路としての機能が十分発揮されていない状況にあります。
- (4) 国道7号は、秋田市から新潟市に至る日本海側の広域的な交通ネットワークを形成するとともに、日本海沿岸東北自動車道と相互補完の機能を有することから、災害等の緊急時におけるリダンダンシーを確保する重要な幹線道路です。
- (5) 秋田南バイパス事業区間は、通勤時間帯に秋田市中心部に向かうマイカーによる渋滞が発生しており、渋滞回避車両が生活道路に流入し、生活道路の渋滞も引き起こす悪循環に陥っています。

国道7号 整備促進



(県担当課室名 建設交通部道路課)

X－5 地方における航空ネットワークの維持について

【産業基盤－４】

国土交通省航空局

【提案・要望の内容】

- (１) 地方航空路線は高速交通ネットワークを構成する重要なインフラであり、そのあり方については、高速道路など高速交通ネットワーク全体としての機能を確保する観点から幅広く議論すること。
- (２) 現在、見直しが進められている空港整備勘定について、地方自治体が独自の裁量で路線維持や利用促進等のソフト事業に活用できるよう用途の拡大を図ること。
- (３) 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届出前に地元自治体と協議を行う制度を設けること。

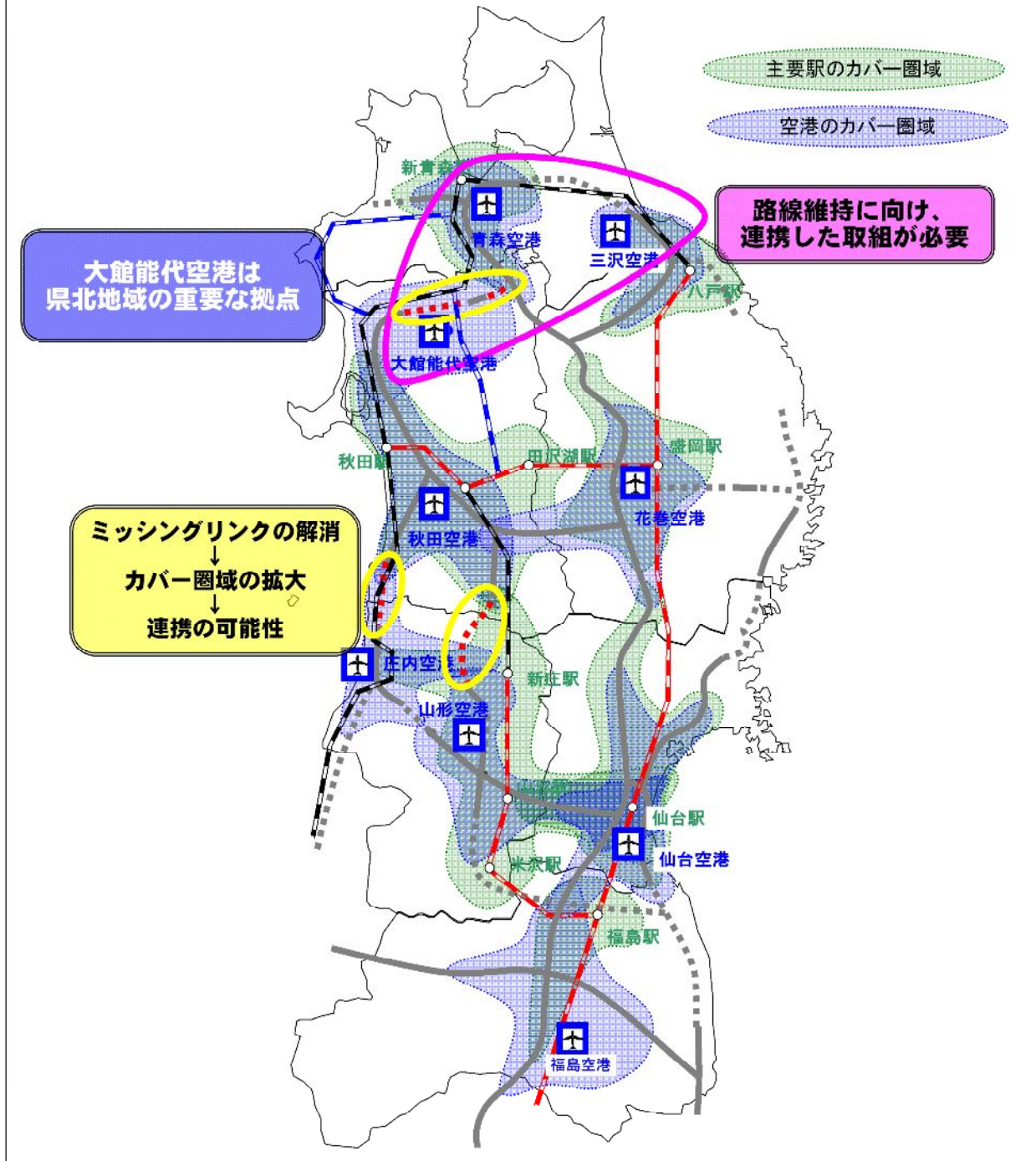
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 地方航空路線は、観光振興、企業誘致、ビジネス利用などの地域間交流を支える公共交通機関として定着しており、地域の活性化や国際化の推進を図る上で不可欠です。
- (２) 地方航空路線は、長距離移動に係る高速交通ネットワークの中心的な存在であり、二次アクセスとなる道路、鉄道との機能連携で、その効果が発揮されます。
- (３) 地理的なハンディキャップを克服し、各地との交流を促進する上で、航空路線は大きな役割を果たしていますが、景気低迷の影響を受け、航空会社において路線の見直しが進められています。
- (４) 航空会社の経営効率だけで判断すれば、高速交通ネットワークの機能低下を招き、地方経済の衰退と首都圏への一極集中が同時に加速する恐れがあります。

「高速交通カバー圏域概要図(現状)」

※自動車移動により概ね1時間で到達できる範囲

高速道路・航空・鉄道の機能連携により地域間交流を支える



(県担当課室名 建設交通部建設交通政策課)

X－6 生産基盤の確保等に向けたダム建設事業の促進について【産業基盤－５】

国土交通省河川局

【提案・要望の内容】

ダムは総合的な治水対策を進める上で重要な施設であるとともに、当県の基幹産業である農業に必要な水の安定供給に不可欠である。

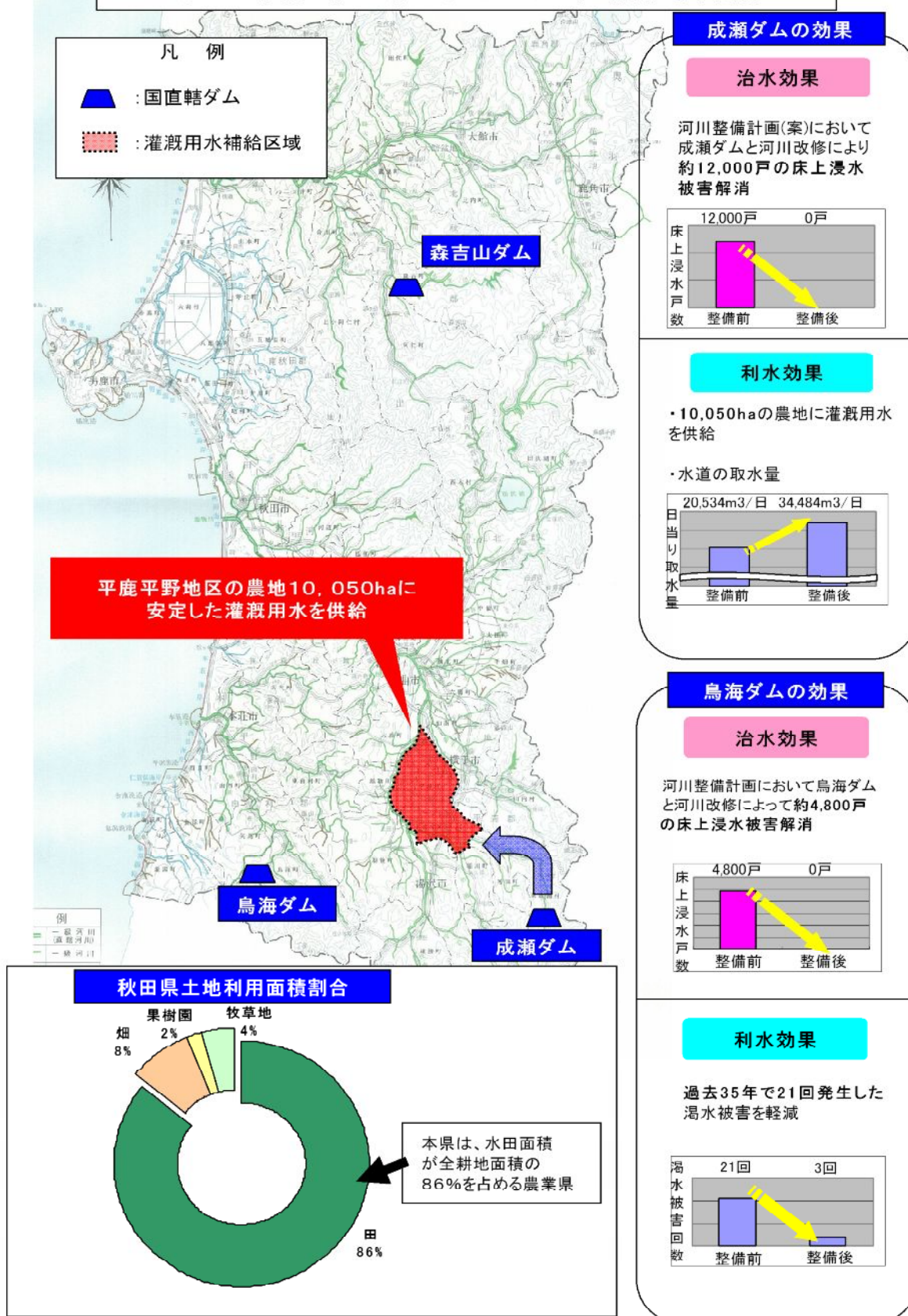
国の食料供給基地として、農業用水等の生産基盤を安定的に確保するためにはダム建設事業が不可欠であり、事業の早期着手及び促進を図ること。

- ・ 直轄：森吉山ダム 進捗率 97% 平成22年1月試験湛水開始
平成23年度完成
- ・ 直轄：成瀬ダム 進捗率 16% 転流工、国道付替え工
- ・ 直轄：鳥海ダム 進捗率 6% 環境影響評価、基本設計作成

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の基幹産業である農業の発展に向け、安定した農業用水の確保は、農業生産の根幹に関わる重要な課題となっています。
- (2) 洪水による氾濫を防止し効果的な治水対策を推進するには、河川改修と相まってダムによる洪水調節機能が必要であり、流域一体となった整備が重要です。
- (3) 当県では、昭和62年・平成14年・平成19年に県内各地で洪水氾濫に見舞われ、家屋や農作物等の被害のほか、尊い人命が失われるなど激甚な災害を受けています。
また一方では、平成元年・6年・11年・12年・18年と県内各地で渇水被害が発生しており、利水対策も強く望まれています。
- (4) 県民の安全・安心な生活の確保と生産基盤の安定化を図るため、ダム建設の促進が必要となっています。

平成23年度 秋田県におけるダム建設事業箇所図



X-7 安全・安心の確保に向けた河川改修事業の促進について 【生活基盤-1】

国土交通省河川局

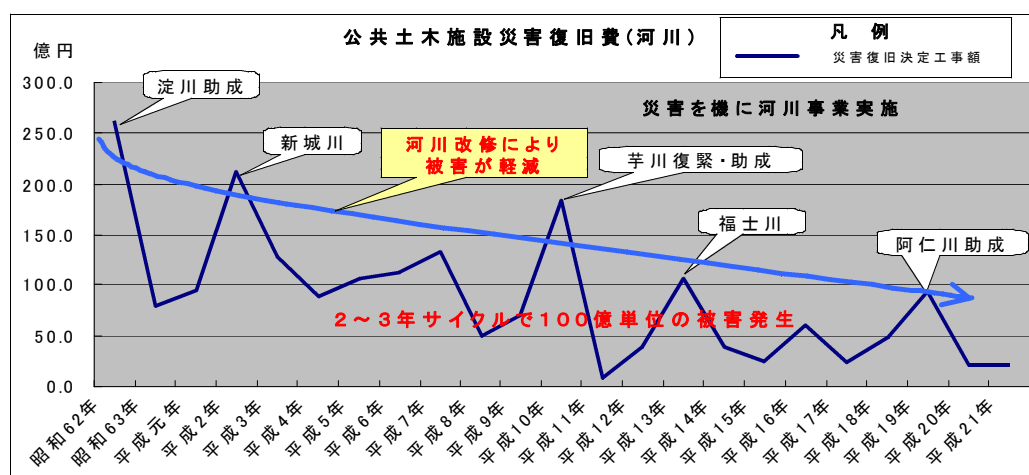
【提案・要望の内容】

当県では、急速に進む人口減少や高齢化により、中山間地域での過疎化の進行、集落の消滅危機、コミュニティの崩壊などの問題が一層深刻化する恐れがある。

異常気象がもたらす気候変化による水害に対応し、洪水被害から県民の生命・財産を守るなど、地域社会の安全・安心な生活を確保するため、都市河川新城川等の河川改修事業の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の河川は急流で河積も狭小であり、毎年の融雪や集中豪雨などによる被害が絶えないため、地域住民に大きな不安を与えています。
- (2) 当県では、甚大な災害が頻発していることから、洪水被害の防止・軽減を図るため、事業費の確保が必要となっています。
特に、新城川での早期効果発現に向け、橋梁架け替え等への集中的な投資が今後必要になると見込まれています。
- (3) 当県では、新城川広域河川改修事業等の市街地近郊河川に重点的に取り組んでいるほか、国が直轄事業として、雄物川中流部などの河川改修事業を進めています。



X－8 県民の生命・財産を守る砂防事業等の促進について【生活基盤－２】

国土交通省河川局

【提案・要望の内容】

土砂災害から県民の生命・財産を守り、災害に強い県土づくりを進めるとともに、中山間地の保全を図るため、直轄・補助砂防事業等のハード対策や、警戒避難体制整備等のソフト対策の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県では、全国平均を上回るペースで少子高齢化が進み、高齢化率は、全国平均の約２２％に対し約２９％で、島根県に次いで全国第２位の水準となっています。

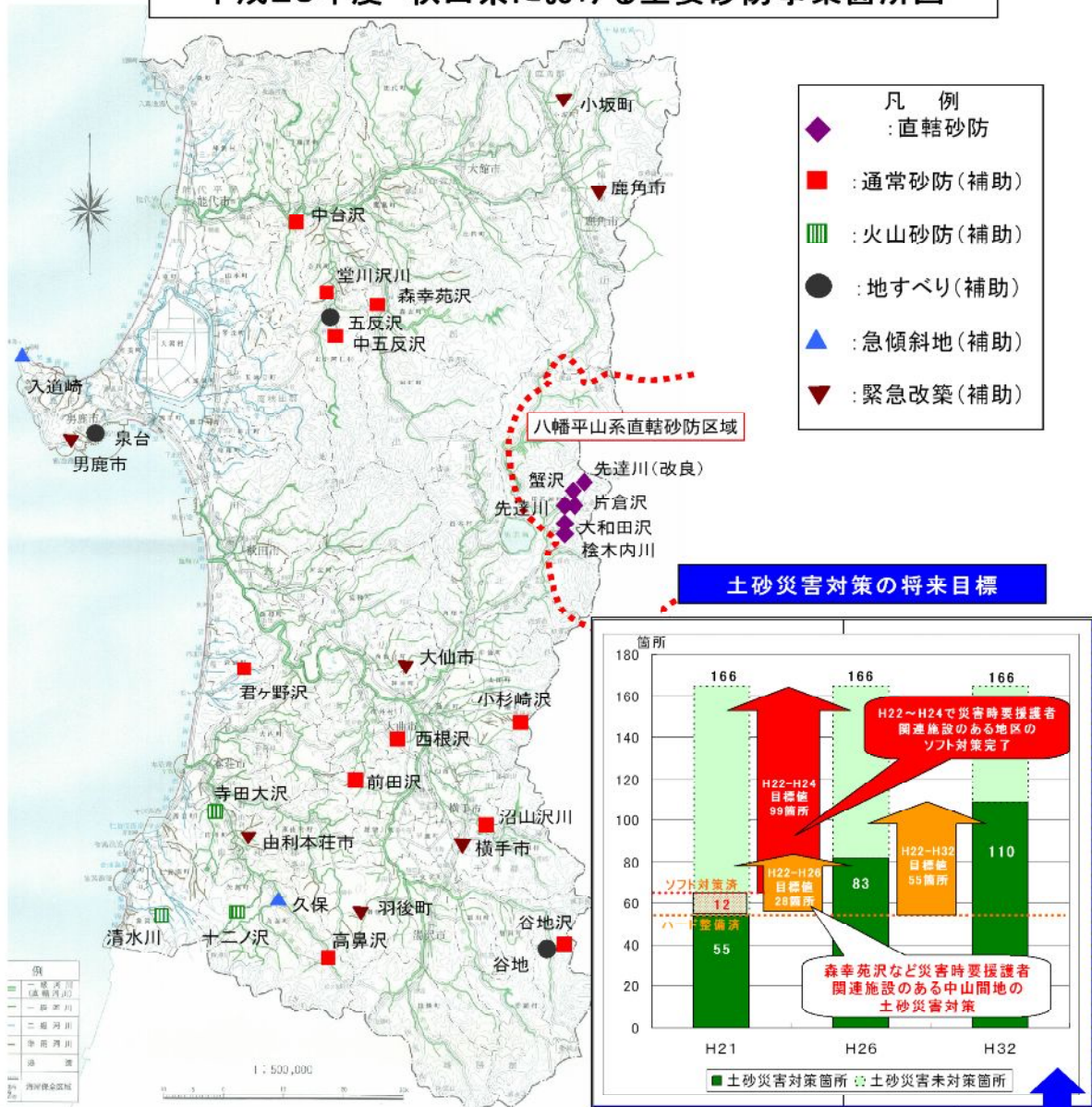
今後、中山間地域では、土砂災害による孤立リスクを抱える高齢化集落の増加が課題となっています。

- (２) 県内には土砂災害危険箇所が約８，０００箇所あり、その内、災害時要援護者関連施設対策として整備が必要な箇所が１６６箇所となっておりますが、整備率は約３３％と低く、早急な対策が急務となっています。

しかし、昨今の財政状況からハード対策での飛躍的な整備率向上は困難であり、土砂災害防止法などにより、災害時要援護者関連施設９９箇所を含めた警戒避難体制の整備を図るなど、ハード・ソフト一体となった災害対策の促進を重点的に進めることとしています。

- (３) 当県では、平成２１年度に国が秋田駒ヶ岳山系砂防出張所を開設し、八幡平山系直轄砂防事業を進めているほか、県においても通常砂防事業や火山砂防事業等のハード対策に加え、土砂災害防止法などによる砂防基礎調査等のソフト対策を進めるなど、ハードとソフトが一体となった効果的な災害対策に取り組んでいます。

平成23年度 秋田県における主要砂防事業箇所図



秋田県の高齢化推移

総人口（人）

H21の高齢者割合 28.9%

65歳以上の割合

年次	総人口（人）	65歳以上の割合
S50	1,240,000	10.0%
S51	1,260,000	10.5%
S52	1,260,000	10.8%
S53	1,255,000	11.0%
S54	1,255,000	11.2%
S55	1,250,000	11.5%
S56	1,250,000	11.8%
S57	1,245,000	12.0%
S58	1,245,000	12.5%
S59	1,240,000	13.0%
S60	1,235,000	13.5%
S61	1,230,000	14.0%
S62	1,225,000	14.5%
S63	1,220,000	15.0%
S64	1,215,000	15.5%
S65	1,210,000	16.0%
S66	1,205,000	16.5%
S67	1,200,000	17.0%
S68	1,195,000	17.5%
S69	1,190,000	18.0%
S70	1,185,000	18.5%
S71	1,180,000	19.0%
S72	1,175,000	19.5%
S73	1,170,000	20.0%
S74	1,165,000	20.5%
S75	1,160,000	21.0%
S76	1,155,000	21.5%
S77	1,150,000	22.0%
S78	1,145,000	22.5%
S79	1,140,000	23.0%
S80	1,135,000	23.5%
S81	1,130,000	24.0%
S82	1,125,000	24.5%
S83	1,120,000	25.0%
S84	1,115,000	25.5%
S85	1,110,000	26.0%
S86	1,105,000	26.5%
S87	1,100,000	27.0%
S88	1,095,000	27.5%
S89	1,090,000	28.0%
S90	1,085,000	28.5%
S91	1,080,000	29.0%
S92	1,075,000	29.5%
S93	1,070,000	30.0%
S94	1,065,000	30.5%
S95	1,060,000	31.0%
S96	1,055,000	31.5%
S97	1,050,000	32.0%
S98	1,045,000	32.5%
S99	1,040,000	33.0%
S00	1,035,000	33.5%
S01	1,030,000	34.0%
S02	1,025,000	34.5%
S03	1,020,000	35.0%
S04	1,015,000	35.5%
S05	1,010,000	36.0%
S06	1,005,000	36.5%
S07	1,000,000	37.0%
S08	995,000	37.5%
S09	990,000	38.0%
S10	985,000	38.5%
S11	980,000	39.0%
S12	975,000	39.5%
S13	970,000	40.0%
S14	965,000	40.5%
S15	960,000	41.0%
S16	955,000	41.5%
S17	950,000	42.0%
S18	945,000	42.5%
S19	940,000	43.0%
S20	935,000	43.5%
S21	930,000	44.0%
S22	925,000	44.5%
S23	920,000	45.0%
S24	915,000	45.5%
S25	910,000	46.0%
S26	905,000	46.5%
S27	900,000	47.0%
S28	895,000	47.5%
S29	890,000	48.0%
S30	885,000	48.5%
S31	880,000	49.0%
S32	875,000	49.5%
S33	870,000	50.0%
S34	865,000	50.5%
S35	860,000	51.0%
S36	855,000	51.5%
S37	850,000	52.0%
S38	845,000	52.5%
S39	840,000	53.0%
S40	835,000	53.5%
S41	830,000	54.0%
S42	825,000	54.5%
S43	820,000	55.0%
S44	815,000	55.5%
S45	810,000	56.0%
S46	805,000	56.5%
S47	800,000	57.0%
S48	795,000	57.5%
S49	790,000	58.0%
S50	785,000	58.5%
S51	780,000	59.0%
S52	775,000	59.5%
S53	770,000	60.0%
S54	765,000	60.5%
S55	760,000	61.0%
S56	755,000	61.5%
S57	750,000	62.0%
S58	745,000	62.5%
S59	740,000	63.0%
S60	735,000	63.5%
S61	730,000	64.0%
S62	725,000	64.5%
S63	720,000	65.0%
S64	715,000	65.5%
S65	710,000	66.0%

災害時要援護者関連施設のある
土砂災害危険箇所への重点化

65歳以上の割合

X－9 海岸浸食対策事業等の促進について

【生活基盤－3】

国土交通省河川局

【提案・要望の内容】

白砂青松に代表される風光明媚な海岸景観の保全とともに、潤いある豊かな海岸環境の創出による海岸の利用増進を図るため、海岸浸食対策事業等の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の海岸は、岩礁部において奇岩怪石が連なり変化に富んでいるほか、砂浜部は白砂青松の美しい海岸景観を呈しており、美しい景観の保存と国土の保全が一体となった整備が重要です。
一方で、日本海側特有の冬期風浪や台風等による侵食が著しく、早急な対応が必要となっています。
- (2) 海岸侵食対策の着実な実施に加え、地域住民等が集い、親しみ、憩える場としての海岸整備も強く求められています。
- (3) 当県では、海岸侵食を防ぐ海岸侵食対策事業及び地域住民等が親しめる環境を整備する海岸環境整備事業に取り組んでいます。

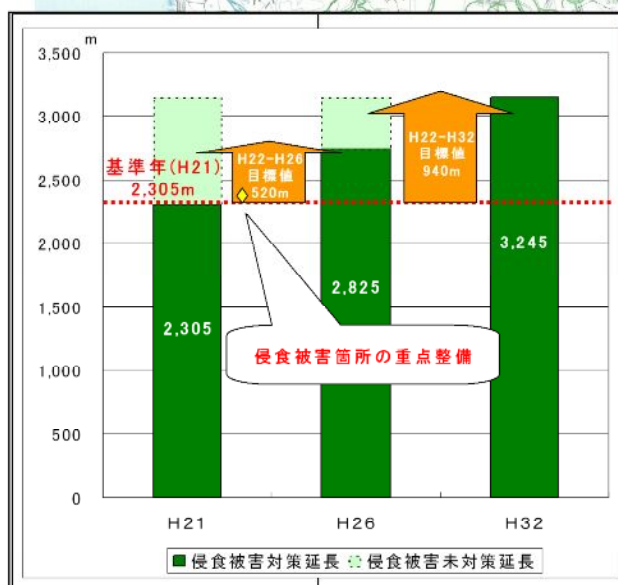
平成23年度 秋田県における主要海岸事業箇所図



整備前後の砂浜状況写真



海岸整備の将来目標



人工リーフの整備によって砂浜が回復
(由利本荘市: 岩城海岸)

X-10 地域再生・都市再生に向けたまちづくり関連事業等の促進について【生活基盤-4】

国土交通省都市・地域整備局、住宅局

【提案・要望の内容】

- (1) 都市における土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、秋田市中通一丁目地区や大仙市大曲通町地区等の市街地再開発事業の促進を図ること。
- (2) 地域の創意工夫を活かした地域再生・都市再生の推進を図るため、横手駅周辺地区（横手市）等の都市再生整備計画事業の促進を図ること。
- (3) 都市圏の渋滞緩和や魅力あるまちづくりを進めるため、県施行の川尻広面線・新屋土崎線や、市施行の秋田市外旭川新川線・横手市中央線等の街路事業の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、中心市街地における商業の衰退や居住人口の減少などにより、中心市街地の空洞化に歯止めがかからない状況にあります。
そのため、県民の意見を取り入れながら、県・市・商工団体等が一体となって、中心市街地の賑わい創出と活性化に取り組んでいます。
- (2) 各市町村においては、地域の歴史・文化・自然環境など、それぞれの創意工夫を活かした地域再生・都市再生に取り組んでいます。
- (3) 都市部の渋滞増加に伴い、街路の整備が急がれていますが、県の都市計画道路の改良率は、平成21年3月末現在、56%と低い水準にあります。
そのため、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、災害時における避難路や延焼遮断空間としての都市防災上の役割を果たすなど、安全・安心な都市生活の実現には欠かせない施設の整備が必要となっています。
- (4) 当県では環状道路の整備や狭隘道路の拡幅などにより、都市内の交通渋滞の解消や少子高齢化に対応したバリアフリー化、消防防災活動への対応など、安全で安心な都市生活を支える良好な都市空間の創出としての街路整備に取り組んでいます。

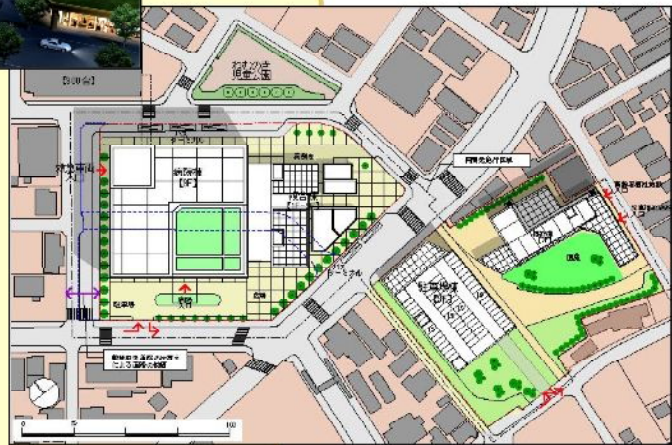
まちづくり関連事業等の促進



市街地再開発事業

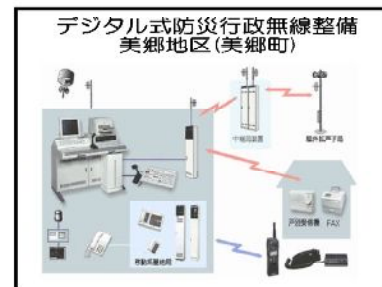
中通一丁目地区（秋田市）

市街地再開発事業
大曲通町地区（大仙市）



街路事業

都市再生整備計画事業



創意工夫を活かした地域再生・都市再生

（県担当課室名 建設交通部都市計画課、建築住宅課）

X-11 「生活排水処理事業」に関する交付金の一元化と 制度の拡充について【生活基盤-5】

内閣府地域再生事業推進室
農林水産省農村振興局
国土交通省都市・地域整備局
環境省大臣官房

【提案・要望の内容】

下水道や農業集落排水などの「生活排水処理施設」は、健康で快適な生活環境の確保はもとより、公共用水域の水質保全のために不可欠な社会資本ですが、施設整備や運営に多額の費用を要することから、人口減少下にある当県にあっては、将来にわたって市町村の大きな財政負担となることが懸念されております。

このため、生活排水処理事業の実施に当たっては、効率的な施設運用と経営の健全化が不可欠であり、各省庁の垣根を越えた事業展開ができるよう、以下について要望します。

- (1) 行政コストの削減や異なる汚水処理施設間の連携を強化する観点から、現在、所管が内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省にまたがっている生活排水処理事業を一元化すること。
- (2) 人口減少や高齢化の著しい地域において、有効な整備手法である合併処理浄化槽の整備促進に向けて、浄化槽市町村整備推進事業に対する国庫助成率を下水道事業や集落排水事業と同等まで拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 少子高齢化、人口減少が著しい当県においては、逼迫する地方財政の負担を少しでも軽減するため、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽などの生活排水処理事業について、各所管の垣根を越えたより効率的な施設活用を目指し、汚水や汚泥の広域共同処理事業に取り組んでおります。

また、県内25市町村の内、20市町村では生活排水処理事業を一つの部署で一体的に推進しています。

(2) さらに、人口減少により過疎化が進行し、集合処理区域から合併処理浄化槽の整備区域への転換が必要となっていることから、当県では地域の実情に応じ「生活排水処理整備構想」の見直しを行っております。

(3) こうした中、次のような課題解決に向け、制度の拡充などが必要です。

① 生活排水処理事業（下水道、集落排水、合併処理浄化槽）は、国土交通省、農林水産省、環境省、内閣府の事業毎に交付申請を行っておりますが、行政コストの削減や異なる汚水処理施設間の連携を強化するため、生活排水処理事業を一元化することを要望します。

平成22年度予算で「社会資本整備総合交付金」に組み込まれた下水道事業が、今後、集落排水事業や浄化槽事業と一体となれば、事務手続きの簡素化や各汚水処理施設の効率的な整備・運営が可能となります。

生活排水処理整備の事業体系
汚水処理施設整備交付金（所管：内閣府）
・公共下水道（申請官庁：国土交通省）
・農業集落排水（申請官庁：農林水産省）
・合併浄化槽（申請官庁：環境省）
※交付申請手続きは各申請官庁それぞれ別々に行っている。
公共下水道事業（所管：国土交通省）
合併処理浄化槽（所管：環境省）
農業集落排水事業（所管：農林水産省）
・農山漁村地域整備交付金
・村づくり交付金

② 過疎化が進展する当県においては、生活排水処理の経済性及び公共用水域の環境保全を考えると、市町村が設置後の適正な維持管理を行う合併処理浄化槽が最適である地域が数多くあります。

しかしながら、浄化槽市町村整備推進事業の国庫助成率が1／3と低く、合併処理浄化槽の普及が進んでいないことから、市町村の負担低減を図るため、国庫助成率を下水道事業や農業集落排水事業と同等の1／2に引き上げることを要望します。

（県担当課室名 建設交通部下水道課）

X-12 地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バスへの支援制度について【生活基盤-6】

総務省自治財政局

国土交通省鉄道局、自動車交通局

【提案・要望の内容】

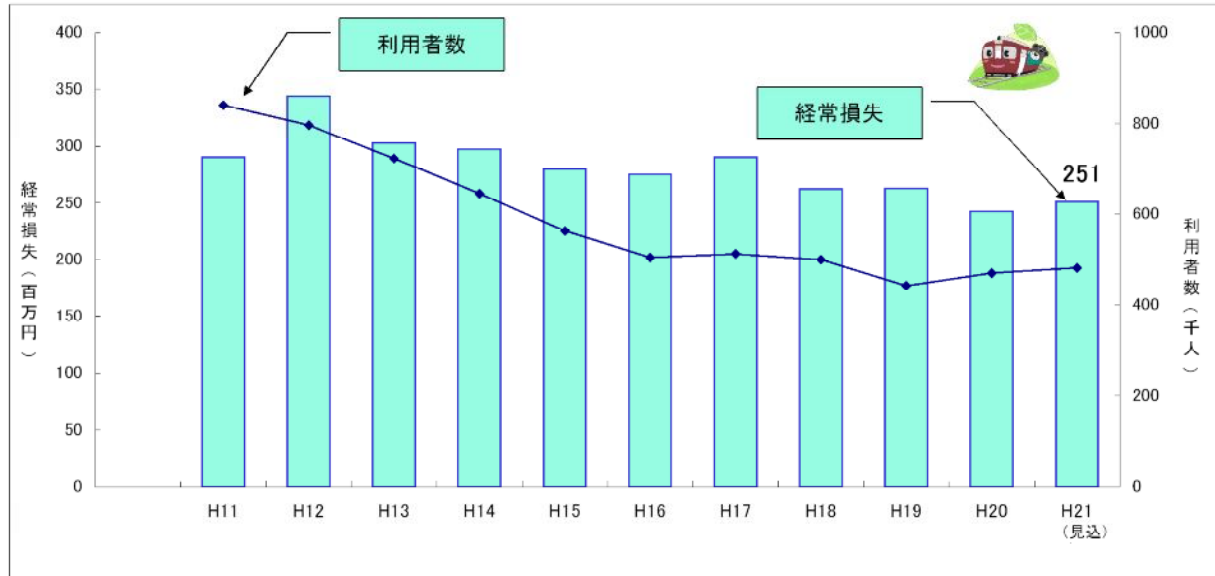
- (1) 大都市と地方の格差が広がる中、地域住民の足として機能していながら、赤字運営に苦しむ第三セクター鉄道に対し、国の支援制度を拡充すること。
- (2) 第三セクター鉄道を維持存続するため、地方財政措置を講じること。
- (3) 社会資本整備総合交付金による第三セクター鉄道の設備改修等について、より弾力的な制度適用を促進すること。
- (4) 高齢者等交通弱者の「生活の足」として重要な役割を担っている路線バスに対する国の支援制度を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田内陸縦貫鉄道については、経営改善や利用の促進は主に会社と地元市が担い、老朽化した鉄道施設の改修を県が担うという基本スキームにより、収支改善を着実に進めます。
また、東北新幹線の青森延伸に向け、JRと連携した誘客促進や現地に密着した旅行商品づくりの支援など、沿線地域全体の活性化につながる広域観光を進めるため、県と地元市で構成する「秋田内陸活性化本部」を設置しています。
- (2) 第三セクター鉄道は、国鉄から切り離された赤字ローカル線であり、維持存続を図るため、地方自治体が運営費や改修費を助成せざるを得ない状況にあり、地方自治体が果たしている役割には大きなものがあります。
- (3) 社会資本整備総合交付金は、地域が設定した政策課題解決に向け、ハード・ソフトの両面からの支援を可能とする制度であり、鉄道施設の改修等対象範囲の拡充が必要です。
- (4) 路線バスの約8割が赤字路線となるなど、地方のバス経営は年々厳しさを増しており、地方自治体は路線の維持を図るため、独自の助成を余儀なくされています。

秋田内陸線の経営状況等

1 秋田内陸線の経営状況



●秋田内陸線に係る公的負担(見込)

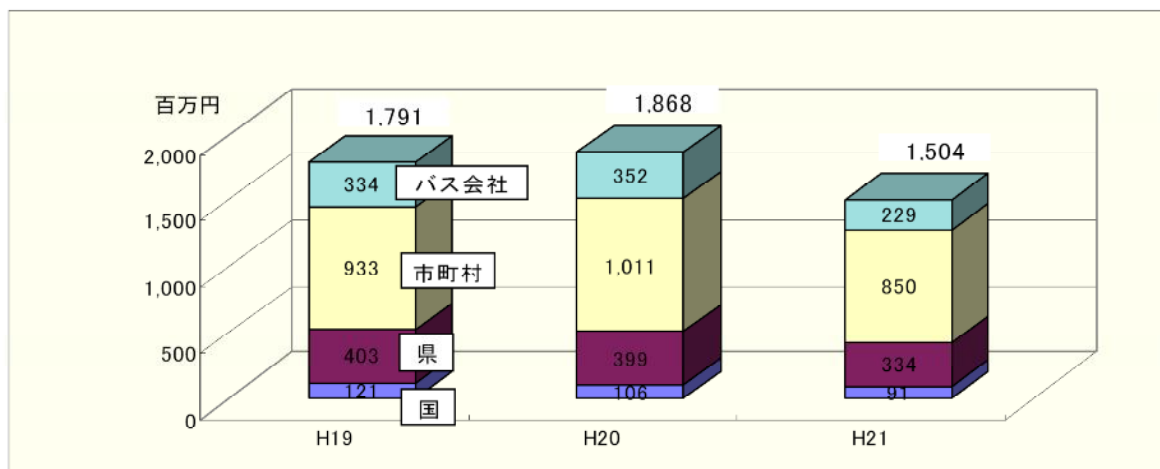
単位：百万円

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
公的負担	国	53	54	51	54	88	101	112	122	635
	県	259	214	208	159	226	254	276	294	1,890
	市	100	100	100	150	150	150	150	150	1,050
	合計	412	368	359	363	464	505	538	566	3,575

※経常損失、施設改修費等に対する負担見込額

※県負担には、基金負担分を含む

2 バス運行費の公的負担



(県担当課室名 建設交通部建設交通政策課)

X-13 直轄事業にかかる利水者負担金等の取扱いについて

国土交通省河川局

【提案・要望の内容】

- (1) 電気事業、工業用水道事業にかかる利水者負担金及び特定かんがい受益者負担金の請求にあたっては、他の直轄事業負担金と同様の算出ルールによること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 直轄事業にかかる負担金については、平成21年度に業務取扱費の算出方法の変更が行われ、地方自治体が負担する負担金からは退職手当等が負担の対象外とされました。
- (2) 特定多目的ダム法（昭和32年3月31日法律第35号）第8条に定める都道府県が負担すべき負担金においても、上記により退職手当等が負担の対象外とされていますが、電気事業（発電事業）及び工業用水道事業にかかる利水者負担金については、同法同条の対象外とされ、平成21年度は退職手当等を含んだ管理費用を請求されています。
- (3) また、同法第10条第1項に定める特定かんがい受益者負担金についても、利水者負担金と同様に、退職手当等が含まれています。
- (4) 退職手当等の経費は本来執行機関が負担すべき経費であり、受益者の種別による区分はその本旨にそぐわないと思われます。

（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課、公営企業課
建設交通部河川砂防課）

X I 環境保全対策の推進

番号	内 容	頁
1	八郎湖の水質保全対策に対する支援の充実について	84
2	能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策事業実施への支援の継続について	86
3	地球温暖化対策税の導入と税収の地方公共団体への配分について	87
4	米のカドミウム国内基準値の改正に伴う農用地土壌汚染対策の充実について（再掲）	88
5	地球温暖化防止に貢献する森林整備の促進について（再掲）	90

X I － 1 八郎湖の水質保全対策に対する支援の充実について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

湖沼水質保全特別措置法の規定を踏まえ、湖沼水質保全計画（第１期）に位置づけられた各事業に対する財政的支援の拡充を図ること。また、湖沼水質保全計画（第２期）の策定に向けた調査研究に対する財政的支援の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

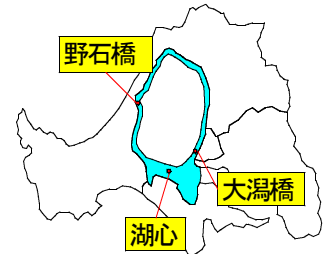
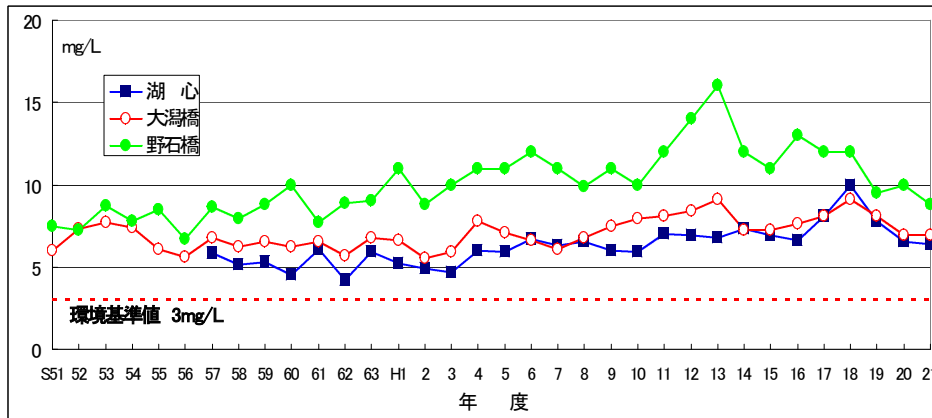
- （１） 八郎湖の水質は、干拓事業が完了した以後、徐々に富栄養化が進行し、平成２０年度からは「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第１期）」に基づき総合的な対策を実施しています。ここ３年、水質は改善傾向にありますが、依然として水質環境基準が確保されない状況が続いており、水質保全対策の着実な実施が求められています。

大潟村方上地区自然浄化施設の整備については、事業化に向けて水質改善効果の実証と維持管理方法などの検討を行っており、引き続き、専門家の意見を踏まえて慎重に進める必要があります。この実証試験を始め、西部承水路の流動化促進、湖岸の植生回復、流入河川汚濁機構解明調査、アオコの発生状況調査などを行っていますが、いずれも県単独事業のため、財政的に厳しい状況にあります。

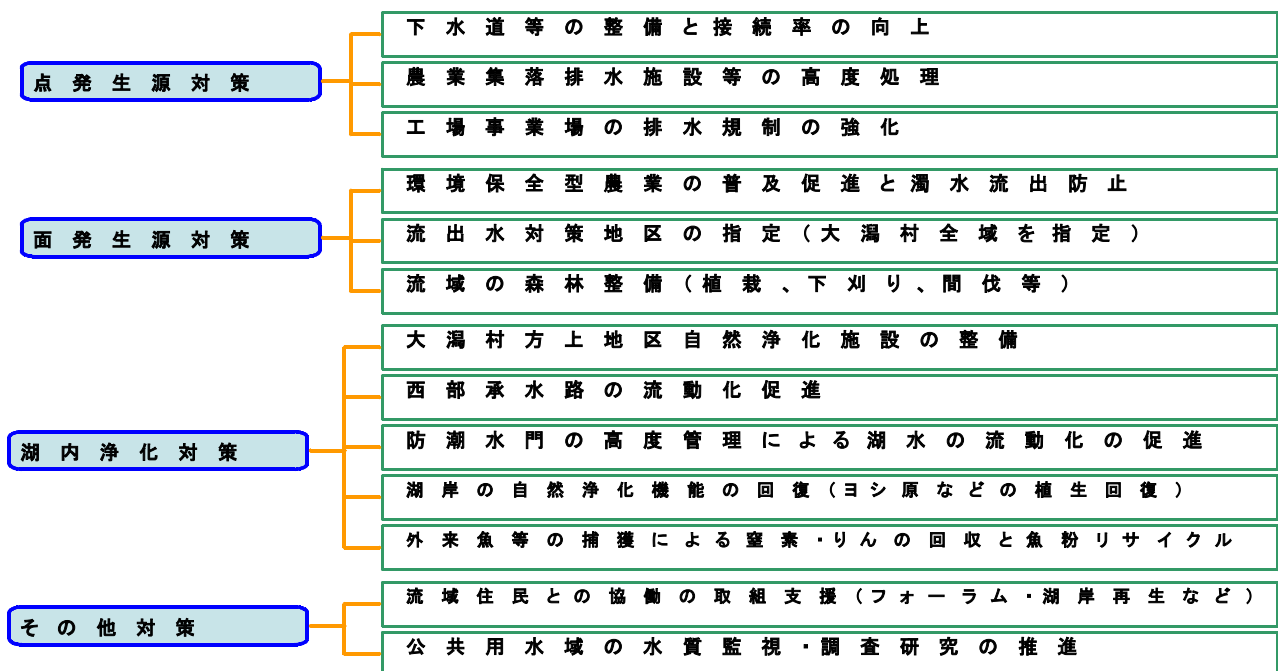
- （２） 平成２５年度以降の対策を定める湖沼水質保全計画（第２期）の策定に向けて、湖沼水質保全計画（第１期）に関する効果の検証を行います。これを踏まえて、更なる調査や新たな対策の必要性について検討することとなり、これら第２期計画の策定に向けた調査研究費は大きな財政的負担となります。

【参考資料】

(1) 八郎湖水質の経年変化（COD 75%値）



(2) 八郎湖水質保全対策の概要



X I - 2 能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策事業実施への支援の継続について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

【提案・要望の内容】

限時法である「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）」は平成24年度で失効するが、平成25年度以降も支援が継続されるよう検討すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 産業廃棄物の不適正処理に起因した本県の能代産業廃棄物処理センターでの環境汚染問題については、平成17年に当時の環境大臣から「産廃特措法」に基づく事業実施計画の同意をいただき、国の支援を得ながら環境保全対策を行っています。
- (2) 対策は、処分場全体を鉛直遮水壁で囲い場内で発生する汚水を浄化処理する「現場内処理」であり、平成19年度で鉛直遮水壁設置工事などのハード事業が終了し、平成24年度末までに同計画に基づくすべての事業を終了する予定ですが、現時点においては平成25年度以降も汚水処理などの維持管理の必要性が見込まれております。

能代産業廃棄物処理センター環境保全対策費

(単位：百万円)

年 度	事 業 費	うち国の支援額
H10年度	1, 206	362 ※1
H11～16年度	675	3 ※2
H17年度	370	95
H18年度	741	229
H19年度	1, 232	354
H20年度	136	45
H21年度	65	21
合 計	4, 425	1, 109

※1 平成10年度の国の財政支援は当該年度に限り措置されたものである。

※2 産廃特措法の適用により、支援対象事業費の1/3が国から支援される。

また、支援対象事業費の2/3の70%を特例地方債で充当し、この特例地方債の元利償還金の50%が地方交付税措置される。

(県担当課室名 生活環境部環境整備課)

X I - 3 地球温暖化対策税の導入と税収の地方公共団体への配分について

環境省総合環境政策局、地球環境局
農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 地球温暖化対策や森林吸収源対策を進めていくための恒常的な財源として、地球温暖化対策税の早期導入を図ること。
- (2) 温暖化対策税の創設に当たっては、地域の実情に則した温暖化対策を十分に実施できるよう、地方公共団体の責任と役割、森林面積等を勘案し、税収の一部を地方公共団体に配分すること。
また、積雪寒冷地などの地域特性を考慮し、灯油に軽減税率を適用するなど、一般家庭に必要な以上の負担が転嫁されない措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成22年度税制改正では、地球温暖化対策税の平成23年度からの導入に向けた成案を得るよう、検討を行うものとされています。
地球温暖化対策を着実に推進するためには、県民・事業者・行政など幅広い主体における取組が欠かせないことから、その取組を促進する恒常的な財源として、地球温暖化対策税の早期導入が不可欠です。
- (2) 当県では、寒冷地という地域的な特性もあって、民生家庭部門や民生業務部門からの二酸化炭素排出の比率が高く、かつ、その伸び率が全国を上回っており、家庭やオフィスの省エネルギーの推進、省エネルギー設備・機器や低燃費車の導入促進、住宅の断熱性能の向上などの対策を継続して推進していく必要があります。
また、当県は、風力やバイオマスなどに恵まれていることから、風力発電や太陽光発電、バイオマス燃料など新エネルギーの導入を促進する必要があります。
- (3) さらに、県土の7割を森林が占め、日本一のスギ人工林23万7千haを有する当県では、4～9齢級の間伐対象森林が64%に及んでいることから、森林吸収源として大きな役割を担うことができます。
今後は、間伐を中心とした森林整備や地域材活用の取組を強力に推進する財源の安定的な確保が必要です。

(県担当課室名 生活環境部温暖化対策課
農林水産部森林整備課、林業木材産業課)

X I - 4 米のカドミウム国内基準値の改正に伴う農用地 土壌汚染対策の充実について

総務省自治財政局

環境省水・大気環境局

農林水産省総合食料局、消費・安全局、
生産局、農村振興局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- (1) 規格基準の改正に伴い、国はカドミウム含有米の買い上げ事業を終了しているが、これに代わる新たな流通防止対策を創設すること。
- (2) 規格基準の改正により、農用地土壌汚染防止法に基づく指定地域の拡大が見込まれることから、今後も客土等の恒久対策工事への地財措置を継続すること。
- (3) 植物による土壌浄化技術の実用化を急ぐとともに、この技術を恒久対策として、公害防除特別土地改良事業のメニューに加えること。また、地域指定に至らない地域でも、農業者自らが取り組みやすいように、カドミウム高吸収稲を新規需要米として助成対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、鉱山に起因するカドミウム汚染農用地を多く抱えており、客土等の恒久対策、水管理等の吸収抑制対策、出荷前のロット調査など様々な対策を講じて、カドミウム含有米の生産・流通防止に努めています。
- (2) この4月に食品衛生法の規格基準が改正され、平成23年2月28日から施行されることになりましたが、国による買い上げ事業が終了することは、産地に新たな負担を求めることとなり、食の安全に対する国の責任の後退と受け止めざるを得ません。
- (3) 当県においては今後、土壌汚染防止法に基づく追加指定が予想されることから、客土工事などその対策は喫緊の課題になっています。
- (4) 植物による土壌浄化技術は、新たなカドミウム低減対策として、早期に実用化し、恒久対策の一つに位置づけられることが期待されています。
また、カドミウム高吸収稲を新規需要米として助成対象に加え、農業者自らが植物による土壌浄化に取り組むよう支援・誘導が不可欠です。

【参考資料】

1. 秋田県における農用地土壌汚染対策の実施状況

汚染地域面積 1,891ha

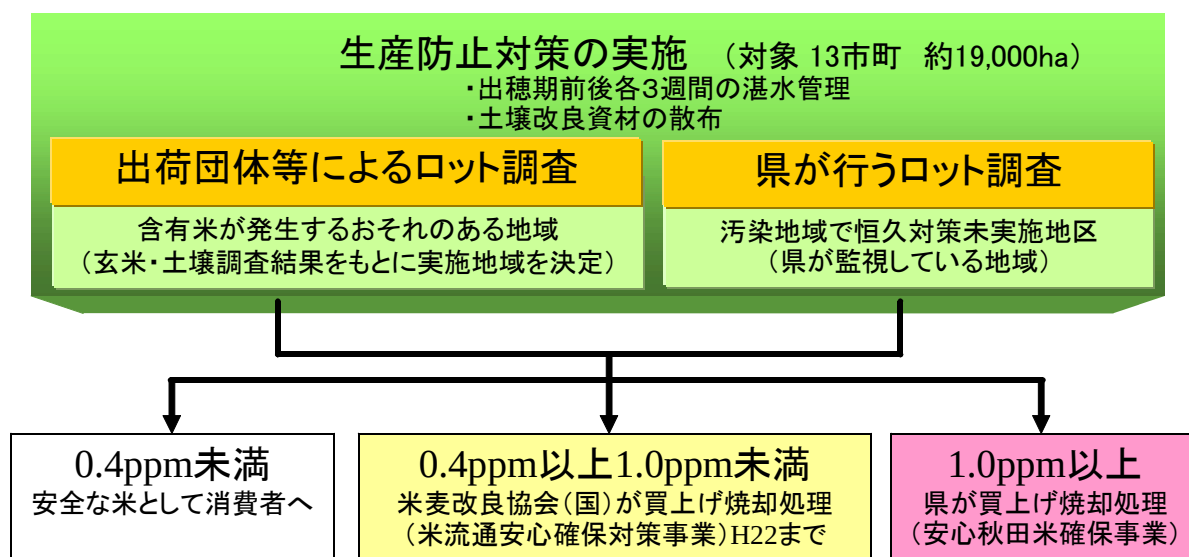
恒久対策実施済み	1,630ha (86%)
恒久対策実施中	201ha (11%)
未実施地域(農振地域以外の農地等)	60ha (3%)

2. 秋田県におけるカドミウム含有米の発生状況

年度	調査総数		0.4ppm以上1.0ppm未満		1.0ppm以上	
	ロット数	数量(t)	ロット数	数量(t)	ロット数	数量(t)
21	38,752	88,613	180	379	1	1
20	36,009	85,271	148	332	3	3
19	32,829	80,430	977	2,079	19	26
18	34,756	82,724	378	868	10	16
17	34,285	83,534	316	664	3	6
16	36,382	73,324	702	1,379	3	2

米麦改良協会(国)による買上げ 県の買上げ

3. 生産・流通防止対策による安全・安心秋田米確保の実施状況



(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

X I － 5 地球温暖化防止に貢献する森林整備の促進について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

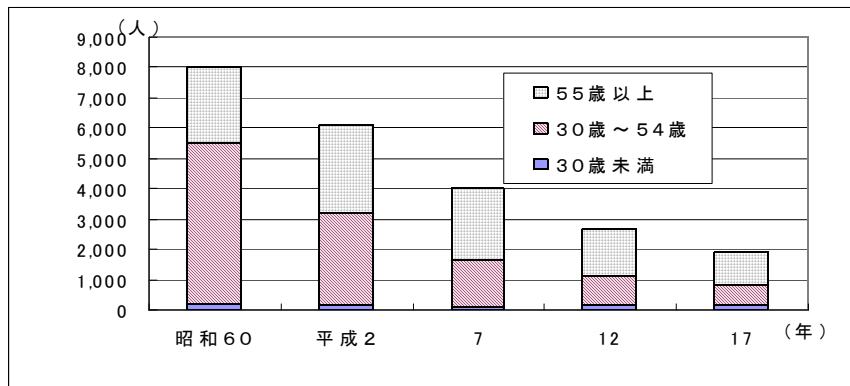
- (1) 国は、CO₂の25%削減すると表明しているが、平成25年度から始まる次期枠組みにおける、森林の吸収源としての位置づけを早期に明確にするとともに、林業事業体の雇用確保に繋がる整備計画量を示すこと。
- (2) 長伐期施業の推進等による高齢級間伐の増加に対応するため、造林公共事業における補助対象林齢を引き上げること。
- (3) 路網整備を促進するため、受益者の負担軽減に繋がる定額助成方式を経常的な対策として実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

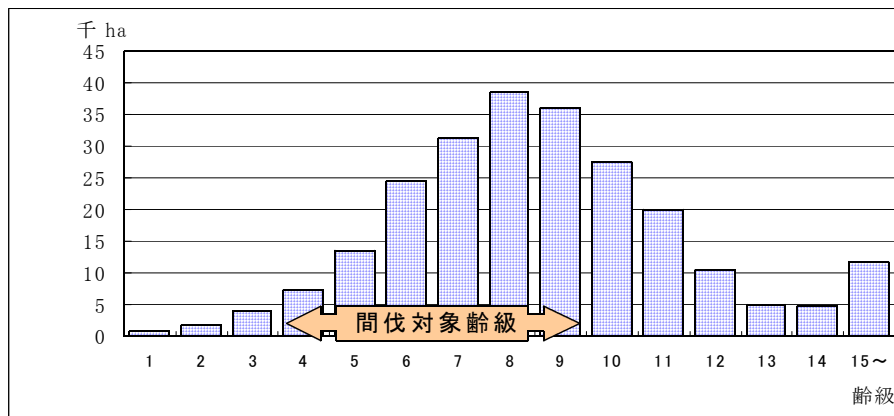
- (1) 森林はCO₂の吸収源として重要な役割を果たしており、地球温暖化防止の次期枠組みにおいても、現行枠組みと同様の方式で森林吸収源対策が取り扱われることが必要です。
また、次期枠組みに基づく森林整備計画量を早期に明らかにすることによって山村における雇用の安定的な確保、さらには山村地域の活性化につながるものと考えます。
- (2) 林業の採算性の悪化に伴い、林業経営の長伐期化が進んでおりますが、こうした状況に対応しつつ間伐を推進するためには、補助対象林齢を現行の45年生から60年生まで引き上げるなど高齢級間伐に対する支援措置を拡充する必要があります。
- (3) 平成21年12月25日に公表された「森林・林業再生プラン」では、森林施業の低コスト化を図るため、今後10年間でドイツ並みの路網密度を確保することや施業地の集約化を促進するとしております。
当県では、林道に比べて開設コストが安価な基幹作業道の開設比率を高めるなど、路網密度の確保に努めておりますが、受益者負担を伴うことが促進の障壁となっていることから、受益者負担の軽減に繋がる「森林整備加速化・林業再生事業」での定額助成方式を経常的な対策として実施していく必要があります。

(参考資料)

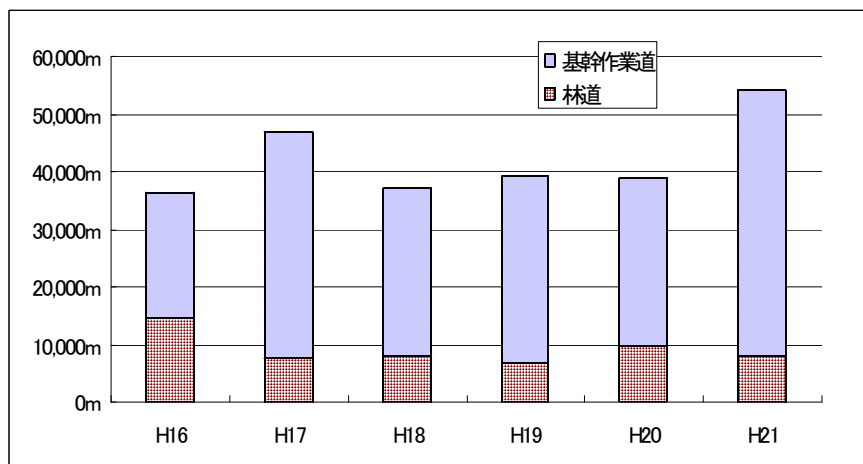
林業就業者数の推移



秋田県スギ人工林齢級構成



路網開設延長の推移



(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

X II 安全・安心な暮らしの確保

番号	内 容	頁
1	自殺対策の推進について	92
2	消費者行政の充実に向けた財政的支援について（新規）	93
3	消防の広域化及び消防救急無線のデジタル化について	95
4	日本海東縁部における地震被害想定調査の早期実施等について	96
5	警察官の増員について	97
6	冷蔵装置付き遺体搬送車の配備について（新規）	98

X II - 1 自殺対策の推進について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

自殺対策基本法に基づく政府が講ずるべき自殺対策に必要な財政上の措置として、地方公共団体の自殺対策への継続的な財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県における平成２１年の自殺者数は４１６人で、自殺率（人口１０万人当たりの自殺者数）は３８．１（全国平均２４．４）となっており、平成７年から全国１位の状況が続いています（平成２１年人口動態統計月報年計（概数））。
- （２） こうした状況を踏まえ、当県では、市町村、大学、医師会、民間団体などの協力を得ながら、平成１２年度から「情報提供・啓発」「相談体制の充実」「うつ病対策」「予防事業の推進」「予防研究」の５つの重点項目を掲げて、自殺予防対策に取り組むとともに、平成２１年１０月から知事を議長とする秋田県自殺予防対策推進会議を設置し、全庁一体となり自殺予防対策を推進しているところです。
- （３） 国においては、平成１８年の「自殺対策基本法」施行及び平成１９年の「自殺総合対策大綱」策定など制度上の整備を進めており、地方公共団体への財政的支援についても、平成１９年度から地域自殺対策推進事業において精神保健費等国庫負担（補助）金が措置されていますが、当該補助は３年以内であり、当県は２１年度で終了しております。また、平成２１年度補正予算による地域自殺対策緊急強化交付金も事業実施期間が３年以内とされていることから、平成２４年度以降についても自殺対策への継続的な財政支援が必要です。

（県担当課室名 健康福祉部健康推進課）

XⅡ－２ 消費者行政の充実に向けた財政的支援について

内閣府消費者庁

【提案・要望の内容】

- (１) 地方における消費者行政の強化・推進を図るため、地方消費者行政活性化基金を活用した事業が終了する平成２３年度後も、自治体が継続的・計画的に消費者行政の充実に取り組めるよう、財政的支援を行うこと。
- (２) 消費者庁創設前から実施している既定事業についても基金の活用ができるよう、条件緩和を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県では、地方消費者行政活性化基金を活用して県及び市町村の消費生活相談体制の強化に取り組んでいるほか、平成２２年度には「消費生活室」を新設し、食品表示や貸金業など消費者関連業務に一元的に対応する体制を構築しました。

これまで基金の活用により、県及び市町村では、消費生活相談員の増員や、多重債務者のための相談会を増やすなどの取組を行ってきたところですが、消費生活相談を担う人材の育成等、相談窓口を充実強化し、安定的に運営していくためには、継続した財政的支援が必要です。

- (２) 地方消費者行政活性化基金については、消費者庁創設に伴い増大する業務に充当するものとされていることから、既存の消費生活相談員の人件費などには活用することができません。

地方の消費者行政においては、消費生活相談員は相談事業の核となっていることから、既存の相談員の処遇改善などにも活用できるよう、条件緩和を要望します。

【秋田県の取組状況】

1 県内の消費生活相談件数（平成21年度）

6,847件（秋田県：3,589件、市町村：3,258件）

2 当県の基金活用状況

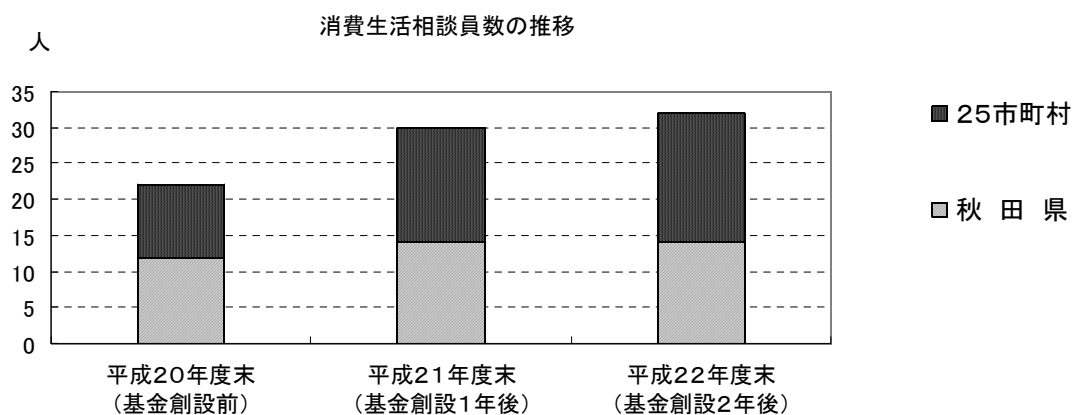
○積立額（運用益を含む） 146,978千円

○平成22年度当初予算 43,283千円

○主な取組

- ①マンパワーの充実（消費生活相談員の充実、研修会の開催）
- ②県と市町村との協働による消費生活相談体制の強化
- ③多重債務者対策の強化（相談会の開催、福祉部局との連携）
- ④相談窓口の周知、消費者啓発の強化

3 消費生活相談員の配置状況



区 分	平成20年度末 (基金創設前)	平成21年度末 (基金創設1年後)	平成22年度末 (基金創設2年後)	増員数
秋 田 県	12	14	14	2
市 町 村	10	17	19	9
合 計	22	31	33	11

（県担当課室名 生活環境部県民文化政策課消費生活室）

X II - 3 消防の広域化及び消防救急無線のデジタル化について

総務省消防庁

【提案・要望の内容】

- (1) 市町村の消防の広域化に伴い必要となる消防本部の統合及び消防署所の整備などに対し十分な支援措置を講ずること。
- (2) 先行して広域化を実施した市町村の消防防災施設などの整備に対する国庫補助金の配分について、広域化対象市町村と同じ扱いとすること。
- (3) 消防救急無線のデジタル化に伴い必要となる消防通信及び指令施設などの整備に対し十分な支援措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、平成18年の消防組織法の改正を受け、市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、平成20年3月「秋田県消防広域化推進計画」策定しました。県としては、広域化対象市町村が行う運営計画策定協議などに幅広く関わり、積極的に支援していますが、消防の広域化を円滑に進めるためには、国が市町村に対して十分な財政支援を措置することが必要です。
- (2) また、秋田市などの法改正に先行して広域化を進めた市町村については、県の広域化の基本的な考え方に合致していることから広域化の対象とはしませんでした。消防力の充実強化に向けた取り組みに対しては、広域化対象市町村と同等の財政支援が必要です。
- (3) 電波法関係審査基準の改定に伴う市町村の消防救急無線のデジタル化については、平成20年3月「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に係る計画」を策定しており、消防の広域化と合わせ積極的に支援しています。しかし、消防救急無線のデジタル化を進めるためには、基地局用塔屋や管理用道路、無線機器更新などの施設整備を伴うことになることから、十分な財政支援をはじめ情報提供や助言など、国の全面的な支援が必要です。

(県担当課室名 総務部総合防災課)

X II - 4 日本海東縁部における地震被害想定調査の早期実施等について

内閣府政策統括官（防災担当）
文部科学省研究開発局
国土交通省気象庁

【提案・要望の内容】

- （１） 北海道から新潟県までの日本海東縁部における新たな地震被害想定調査を早期に実施すること。
- （２） 日本海東縁部において発生が予測される地震・津波に関し、海底地震計や潮位計の整備を含め、地震・津波観測体制の充実強化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 平成１９年３月の能登半島地震をはじめ、北海道南西沖地震、日本海中部地震、及び新潟地震など、近年日本海側を震源とする大規模な地震被害が多数発生しています。また、当県沖を含む日本海東縁部には地震の空白域が認められ、マグニチュード７．５から７．８程度の大地震の発生が予測されています。
このため、当県としては、市町村、関係機関、住民などと一体となって、効果的かつ効率的な地震対策を推進することとしています。
- （２） 日本海東縁部におけるひずみ集中帯については、平成１９年度から、国による重点的調査観測・研究が開始されておりますが、太平洋岸地域におけるような地震防災戦略の策定や調査研究体制の強化などは図られていません。
- （３） 当県においても、減災目標を早期に設定する必要があることから、広域的で甚大な被害が予想される海溝型地震については、日本海東縁部においても、太平洋岸地域と同様、国による地震被害想定調査を早期に実施する必要があります。
- （４） また、日本海東縁部において発生が予測される地震・津波について、引き続き観測体制の充実強化を図る必要があります。

（県担当課室名 総務部総合防災課）

X II－5 警察官の増員について

警察庁長官官房

【提案・要望の内容】

県民が安全に安心して暮らせるよう、治安情勢や県民の要望を踏まえた力強い警察活動を強力に推進するため、警察官の増員を図ること。

- ・高齢化社会に対応した治安対策のための増員
- ・国際犯罪に対応するための増員

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の高齢化率は年々増加を続け、平成21年10月現在、28.9%と9年連続で全国第2位となり、高齢化の進行が見込まれております。

高齢者が被害となる振り込め詐欺の未然防止や交通死亡事故抑止については、県警察の重点課題に掲げ、諸対策を強力に推進しているほか、緊急雇用創出基金を活用した各種事業等にも取り組んでおります。

しかし、昨年、振り込め詐欺の被害にあった高齢者の割合が27.9%（43人中12人）と過去最高となったほか、交通死亡事故の全死者64人中46人（71.9%）が高齢者であり、高齢運転者が起こした事故件数は740件といずれも過去5年間で最高となっております。さらに、万引き事件被疑者の高齢者の割合が、ここ数年連続して約40%となっております。

高齢化の進行に伴い、多数の高齢者が犯罪や事故の被害者、加害者となることが懸念されることから、被害防止と併せ、高齢者犯罪の抑止にも配慮するなど、高齢化社会に対応した総合的な治安対策が求められており、こうした情勢に適切に対処するため、警察官の増員が必要であります。

- (2) 来日外国人犯罪は地方拡散化傾向が顕著となり、当県では、昨年の検挙件数が72件（前年比55件増）と3年連続で増加しております。これに伴い、外国人被疑者に関する各種手続、業務等も増加している状況にあります。

また、国際組織犯罪は、犯罪のグローバル化を急速に進め、治安に対する重大な脅威となっております。外国人犯罪は、実態把握の困難性、犯罪の広域性・組織性及び取調べの困難性等の特性を有し、犯罪のグローバル化により、追跡捜査や犯罪組織の特定等がますます困難となっております。

当県においても、複数の海空港を抱え、国際犯罪組織による薬物密輸入事犯等の発生が懸念されることから、関係機関と連携した水際対策のほか、国際組織犯罪に関する情報の収集と分析を行い、検挙活動を推進するなど、国際組織犯罪に対応するため、警察官の増員が必要であります。

（県担当課室名 警察本部警務部警務課）

XⅡ－6 冷蔵装置付き遺体搬送車の配備について

警察庁長官官房

【提案・要望の内容】

年々増加傾向にある変死事案について誤検視を防止するとともに、遺族感情や衛生管理に配慮した適正な検視業務を推進するため、荷室を一定の低温に保持する設備を備えた冷蔵装置付きの遺体搬送車を県内の各警察署に配備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県で取り扱う変死体は、年間合計1,600体を超え、加えて高齢独居世帯が年々増加傾向にあり、解剖に付される死体数もここ数年200体を超える現状にあります。

検視業務は、死因を究明し、事件性を判断する重要な業務であり、近年、他県での誤検視が社会問題になるなど、適正かつ慎重な業務推進が強く求められております。一方、親族の突然の不幸に遭遇した遺族の心情に配慮した遺体の取扱い、感染症罹患者や高度に腐敗した遺体を取り扱う職員の衛生管理にも配慮する必要があります。

- (2) 遺体を搬送する車両は、遺体発見現場から各警察署霊安室までの搬送と解剖に付される遺体を秋田大学までの往復搬送に使用しております。

現在、遺体搬送専用車として整備されているのは、2署2台であり、他の13署は資機材や人員等の輸送に使用する捜査用多目的運搬車や小型輸送車を代替使用しています。

代替使用車であるため、乗車席と荷室との間に隔壁のない車両もあり、悪臭や職員への感染防止上極めて憂慮される状況にあります。

- (3) 当県で取り扱う変死体は、屋外死体が多いほか、高齢独居世帯の増加に伴い、死後変化が高度に進行し発見される遺体が多いため、警察署に搬送し詳細な検視や解剖によって死因を解明する事案が増加しています。

そのため、県下の全ての警察署に冷蔵装置付き遺体搬送専用車の配備の必要性を認め、県に対し遠隔地の警察署について優先して配備を要望していたところ、本年度は1台が予算化されております。

今後とも継続して要望しておりますが、財政事情により困難を極めている現状から、国による整備を要望します。

(県担当室課名 警察本部刑事部捜査第一課)